

# 農地改革と農村社会構造の変化(上)

——長野県五加村の事例——

庄 司 俊 作

はじめに——課題と視点

## I 分析対象

1 五つの部落とその相互関係

2 農業構造

3 日農五加支部と村民委員会

## II 農地改革の推進体制

1 農地委員会と部落補助員——「下から」の改革機構(1)

2 土地管理委員会の機能と性格——「下から」の改革機構(2)

3 中村浩村長誕生と村の政治体制の変化

## III 農地改革の方針と実態

1 農地の売渡

2 土地取上げ問題と小作契約文書化の遂行

3 小作地の買収

## IV 農地改革をめぐる諸勢力の階層構造

1 経営諸階層の階層的内容

- 2 改革推進層の階層的基盤と系譜
  - 3 建設連盟と中区農民組合 (以上、本号)
- V 中村村政とその崩壊の過程
- 1 中村村政期の政治的構成
  - 2 五加農民組合の結成と第二次農地委員会選挙
- VI 中村浩村長リコール運動の展開
- 1 前半の過程——発端から中村村長辞職願提出まで
  - 2 運動の構造と担い手
  - 3 後半の過程——中村村長辞職願撤回からリコール決戦選挙まで
- VII リコール運動後の五加村——結びにかえて
- 1 米沢村政の理念と目的
  - 2 へ生活向上へ・へ経営発展へに向けての農民層の動向
  - 3 村政担当層と政治的指導者の性格 (以上、次号)

### はじめに——課題と視点

近代日本農村史では近年、農地改革研究の機運が徐々に高まりつつある。第一の背景は、このかん戦間期の研究が一定の前進をみたことである。そこで提起された諸説は、農地改革の問題がどれだけ説明できるかによって、当否あるいは射程の長さが測定される、そうした状況がいまや生まれてきた。

第二の背景は、現在の農業の展開とそれを取り巻く政治的・経済的環境の急激な変化である。戦後の「経済大国」化の下で、日本農業は他の先進諸国では例を見ない高率の農産物輸入によって産業的比重を急激に低下させられてきた上に、ここにきて「価格割高」論・「国際化」論の名の下に海外あるいは国内の各界から激しい攻撃を受けるに至

り、いまや日本農業そのものの存亡が問題となるほど厳しい状況に追い込まれている。そこで問題となっているのは、「戦後政治の総決算」路線の一環としての農業攻撃、つまり戦後改革によって生まれた日本農業の枠組みそのものである。

本稿で明らかにしようとするのは、主として右の第二の点に関わる問題である。<sup>①</sup>周知のように、農地改革の歴史の意義、農民的土地所有形成確立の意味をどう理解するかをめぐっては、現段階の農業問題を本質還元論的に改革評価に結びつけ、改革の意義を否定的にみる有力な見解が存在する。<sup>②</sup>この種の議論に対して、これは「結果から逆算して」歴史をみるものであり、正しい歴史の評価の方法とはいえない、という理論的な批判がすぐに可能である。だがもとより、このように批判したところで問題の本質的な解決にはならない。

問題は具体的に明らかにされなければならない。

それでは、解明すべき点は何か。それは第一に、農地改革が占領政策の一環として「上から」導入されたという側面だけでなく、同時に広範な農民層の要求に根ざしたものであったこと、つまりその「下から」の契機を究明し、その点でも世界的な普遍的意義を持つ改革であったことを明らかにすることである。この点には実は、戦前の農村社会構造の変化の総括として、農地改革を位置づける、という前述の第一の課題からの接近が必要である。それによってより全体的な理解が得られる。しかし、ここでは事例研究を行なうので、改革過程の問題としてその点を明らかにすることが求められている。

日本の農地改革が一片の法律のみによって実現したものでない点については、おおかた異論はあるまい。一般に、農地改革は土地再分配という「革命的な措置」を伴う「政治的問題」であるが故に極めて困難である。日本のように体制の転換を伴わずに相当徹底的な改革が遂行された例は、世界史的にはむしろ例外に属する。そして、ウオル

フ・ラデジンスキーが述べているように、「改革事業が全く官僚組織だけに任され」ずに「村落水準で遂行され」た点に日本の成功の重要なカギがあった点<sup>(9)</sup>も、一般論としては疑う余地がない。農地委員会をはじめ改革の「下から」の条件がどのように構築されたか、また、その条件が改革のあり方をいかに規定したか、が具体的に解明されなければならぬ問題である。

第二に、農地改革の意義を、改革によって形成された新たな社会・政治秩序に焦点を当て明らかにすること。言い換れば、改革後における農民的土地所有の積極性、あるいは創造性や自己向上力といったものを改革との関連で取り出すことである。

これらの点の究明により、現代農業危機の根本的な原因が、改革によって創出された「戦後自作農体制」（「零細農耕」と特徴づけられてきた）と、国家の政策のどちらにあるか、を解くカギが与えられるであろう。

本稿の分析視点は以下の四点にまとめられる。

第一に、本稿は個別事例による実態分析である。一九七〇年代以降の農地改革研究で最も顕著な成果を収めた分野は、改革関連法案の立案・制定過程の研究であった。<sup>(10)</sup>そこで、現在求められているのは、農村末端における農地改革とその後の変動の総合的な実態究明、であろう。<sup>(11)</sup>私は、このような認識に立ち、長野県の一農村を事例として右の二つの課題を解決するつもりである。

第二に、分析時期は農地改革期だけでなく、改革の意義を把握するため、その後の時期も射程に入れる。

第三に、分析の対象は、農地改革を問題にする際も単に農地解放の実績やあり方という経済的側面に限定するのではなく、それを取り巻く社会・政治的枠組みをトータルに検討するほか、改革後の農村構造の変化についても多様な視角から全体的な分析をめざす。

第四に、そうした全体的な分析に一定の筋を通すために、いわゆる階層分析に力点を置く。つまり、改革のあり方や改革後の変動の根拠を、さまざまな団体や政治勢力の間の相互関連とヘゲモニー構造、あるいはそれらの「担い手」の階層構造から把握する。

ところでまた、私は、この研究により以下のような点で、昭和二十年代の一般的な時代イメージを豊かにし、あるいは研究史に新たな問題を提起したいと思う。

敗戦から農地改革を挟んでのおよそ十年間の時期は、政治的には、その支持基盤がまだ極めて流動的であったことによる「政党的離合集散の時代」であり、語の本来の意味とはややズレるが「連合政治」、つまり「政党間の政策提携、連合、合同」が常に問題となるような政治運営が行なわれていた。<sup>6)</sup> 時期的には「二大」政党対立として確立する戦後政治体制の前史に位置するが、明確にそれとは区別されるべき独自の段階でもあったのである。また「経済」に目を転ずれば、その後半には、「経済自立」の一環としての「食糧増産」が政策理念として定立され、種々の「農業保護政策」の展開の下で、土地改良による耕地基盤の整備を前提に、「育苗の技術革新と作期の前進、品種の多様化と多肥化傾向の戦後段階的展開、さらには農薬多投や畜力利用減少などの個別技術が、労働用具としての動力耕耘機によって総括再編されたあたらしい生産力段階」の成立をみる。農地改革により創出された自作農体制はまさに「前進的に展開」し、品種選択や三要素均等多投の施肥方式など自作小農経営としての「技術的主体性の形成」が進んだ。<sup>7)</sup>

つまり、昭和二十年代という時期は、単に農地改革の問題だけに解消されないことはもとより、また、「高度成長」期・戦後政治体制の前史という消極的な位置づけで捉えきれない起伏を持った段階であった。

本稿の分析はまず、一般的にはこのように捉えられる時代イメージの農村末端における経済・社会・政治過程の一

端を明確にするはずである。

また、研究史との関連では、戦後の農村指導者層の範疇規定として栗原百寿により持ち出されたいわゆる国独資の「エージェント」論の問題がある。<sup>⑧</sup> 農地改革とその後の農業構造や農村社会に関する栗原の一連の研究は、包括的で、水準も極めて高いものである。同時代に現われた数多くの研究の中で、歴史研究で現在においても問題になりうるほとんど唯一のものといってもよい。しかしながら、この「エージェント」論は、戦後の自作農を事実上の労働者と捉える誤った理解と通底している。その点で議論そのものは理論的にはかなり粗雑なもので、農村支配体制論としてはいまさら特に意識すべきほどのことはないかもしれない。本稿の分析は、栗原の戦後農村社会研究と対象的に重なるが、分析結果とイメージは相当に異なったものになるはずである。

農地改革が農業展開における戦前・戦後の結節点であることから、それをめぐる論議はこれまでも農業経済学をはじめ社会科学において盛んに行なわれてきた。本稿はそれらを一応踏まえつつも、農地改革を以上述べてきたような視点から歴史的に、問題にしようとしている。

## I 分析対象

最初に、以下の分析で前提あるいは焦点となるいくつかの点に関して、手短かに述べておこう。

### 1 五つの部落とその相互関係

五加村は、埴科郡の中央部・川中島平に位置し、千曲川に沿って南北約五キロ、東西一・六キロの細長い平坦地の村である。上徳間・内川・千本柳・小舟山・中の五部落からなるが、村のなりたちはやや複雑であった。<sup>⑨</sup>

本村は旧松代藩領で、廢藩置県布告当時、更級郡向八幡村と小舟山村、埴科郡内川村・千本柳村および上徳間村の

五村に分かれていた。その後、一八七二年に千本柳村と上徳間村が合併し千本柳村となり、翌七三年には向八幡村と小舟山村が合併して向八幡村となる。続いて七五年に千本柳村は村内の紛議解決のため名称を黒彦村と変更した後、八一年になってまた上徳間村と千本柳村に分離した。この分離は「合併以来道路、橋梁の修繕その他存否の賦課等すべて合併前の旧慣によっており、不都合が多かった」ことが理由であったといわれる。また、向八幡村も八二年に中村と小舟山村に分離する。これも合併後旧慣が変わらず不都合であったためといわれている。そしてこの後、一八八九年の町村制実施に伴い五村が合併、五加村となるのであるが、この過程でもそれぞれに思惑が異なり、足並みが揃わなかった。つまり、千本柳はこの合併に賛成であったが、上徳間は他の四か村との「人情風俗」の違い、また内川は区域が広くなりすぎ不便だとの理由で、ともに一村独立を主張し、一方小舟山と中は千本柳を加えた三か村の合併を主張した。最終的に五か村合併に落ち着くのは、財政基盤や地理的事情を考慮した知事の命令によるものであった。

こうした対立の底流には、上徳間・内川・千本柳の三部落は旧藩時代から入会山である冠着山に入会権を持ち、町村制実施とともに財産組合を設置するなど相互に密接な関係があったのに反し、小舟山・中の二部落は一八八九年まで更級郡に属していた上に、冠着山の入会権がなく、隣町の埴生町との結びつきが強かったという事実が横たわっている。

それだけに、村成立時にはらまされた各部落の相互関係の無理はその後も継続し、象徴的には例えば、一八九二年の、村議選の対立に絡んだ上徳間・内川両部落からの分村への動き、あるいは一九四一年の、国道一八号線建設に伴う地元負担金問題に端を発する内川の分村への動き等となって現われた。さらに、戦後の戸倉町との合併時には、戸倉町との合併を主張する上徳間・千本柳・内川の三部落と、埴生町との合併を主張する小舟山・中両部落との二つに

別れ、最終的に中（埴生町と合併）を除く四部落と戸倉町が合併するという出来事も起こっている。

「行政村と部落の二重構造」と一般に指摘される。しかし、右のような五加村の状況は、そのような常識的一般論に解消されない根深さと特殊性があったように思われる。その成立時に由来する部落間相互の関係、各々の「部落の事情」というものは、当然、戦後の社会・政治過程に対してもなにかの規定力を持ち続けていたと予測することができる。

## 2 農業構造

五加村の農業は一言でいえば、長野県農業の構造をさらに際立たせた特徴を持っていた。昭和二十年代における長野県農業の特徴とは、第一に、構造条件としての耕作規模の零細性、第二に、戦後反収日本一を連年続けた高い農業生産力、そして第三に、高生産力を支えた要因としての多労多肥の集約的農業の展開、以上の三点を指す。

表1に五加村の一九五〇年時点における経営規模別及び専兼別農家構成を示したが、本村の耕作規模の零細性は一目瞭然である（資料の「世界農業センサス」使用上の注意点については七六頁参照）。五反未満層が県平均より二〇ポイント以上も高い六二％を占め、しかもそのうち三反未満層が全体の三割近いぶ厚さで存在した。一方、一町以上層は、県平均の二三％に対し、わずか一三戸二％弱でしかない。県内で耕作規模のかなり零細な地域に属する埴科郡の中で、さらに規模を一段押し下げ

表1 農家構成（1950年）（単位：戸，％）

		五加村	埴科郡	長野県
農家戸数		658(100.0)	7,786(100.0)	230,661(100.0)
経営規模別構成	～3 (反)	195(29.6)	2,502(32.1)	49,642(21.5)
	3～5	214(32.5)	1,758(22.6)	40,566(17.6)
	5～10	236(35.9)	2,978(38.2)	87,254(37.8)
	10～15	11(1.7)	512(6.6)	40,567(17.6)
	15～	2	30	12,483(5.4)
専兼別成	専業	392(58.1)	4,290(55.1)	114,350(49.6)
	「農業主」兼業	182(27.7)	2,036(26.1)	72,004(31.2)
	「農業従」兼業	85(12.9)	1,460(18.8)	44,307(19.2)

出典)「1950年世界農業センサス」より作成。( )内は比率。



農地改革と農村社会構造の変化(上)

況であったと考えられる。これによると、全国トップの長野県の平均よりもさらに二六%も多い労働が投下されていた。長野県では、稲作が適地と言えない高冷地にまで展開しているのが特色であるが、これらの地域で

たのが、本村農家構成の特徴であった。

ところが、専業別構成では、この経営規模別構成における長野県・埴科郡・五加村の格差から導きだされる結論とは全く逆の事態になっていたことが、さらに注目しておくべき点である。つまり、本村の専業農家の比率は五八%であるが、この水準は、埴科郡の五五%はもとよりのこと、長野県平均に比べても九ポイントも高い。一方、「農業従」の兼業農家は、一九%前後の県や郡平均に比べ約六ポイント低い一三%にとどまるのである。

右の農家構成の特徴から容易に予測できるのは、生産力と集約度の高い農業生産の構造である。それを具体的に示すのが、表2と表3である。米作反当り労働時間は、同郡内の雨宮県村の例を示したが、五加村もほぼ似たような状

表2 米・麦の反収 (単位:石)

	水 稲	小 麦	大 麦
1945	2.79(1.78)	1.19(0.90)	2.19(1.43)
47	2.85(2.34)	1.65(0.80)	2.47(1.33)
48	2.86(2.72)	1.45(1.37)	1.73(2.52)
49	2.86(2.52)	2.40(1.59)	1.80(2.71)
50	2.85(2.52)	1.99(1.49)	2.17(2.57)
51	2.52(2.47)		

出典)各年度『事務報告書』より作成。長野県は加用信文監修『都道府県農業基礎統計』。

注)1.( )内は県平均。

2. 1949年の麦の作付反別の内訳は、大麦84.6町(うち田72.3町)、小麦86.6町(田67.7町)。

表3 米作の集約度 (単位:時間、円)

	反当労働時間	反当肥料費
雨宮県村	281.6	2,723
長野県	223.3	3,116
北海道	156.5	1,428
東北	184.5	1,199
北陸	208.3	1,085
関東	187.6	1,099
東海	201.4	1,217
近畿	214.8	1,034
中国	198.2	1,262
四国	196.4	1,065
九州	188.6	1,004

出典)農民協育協会『農民の諸組織形態にかんする研究—長野県埴科郡五加村の実態調査—』1957年3月、4頁より引用。なお、原資料は農林省統計調。

は生産力は当然のように低い。こうした地域を含み込んで全国最高水準を維持していたのであるから、逆に、平坦地においていかに高度な水準が実現していたかが分かる。本村もそのような地域の一つであった。

ところで、本村は戦前から米作・裏作麦・養蚕の三つを基幹作物としてきた。長野県は水田裏作は必ずしも多くなく、昭和二十年代には県平均が全水田面積の二五、六％にとどまる。裏作に麦を作るのは県内で主に善光寺平と上小地方であり、とくに埴科郡は裏作小麦の主産地であって伊賀筑後オレゴン（粉質が良い）という優良な品種が栽培された。埴科地域は二毛作の限界線に近く、冬季の低気温や少降雨（とくに春先の）という気象の悪条件に制約され、麦の播種適期が極めて狭くなり、稲刈りや、また初夏の収穫時にも水稲と労力的に競合して経営的に困難があった。そのためこの地域は七月になってから田植を行なうところもあり、日本有数の遅植地帯として有名であった。

かかる自然の悪条件のもとで水稲と裏作麦双方ともに高い生産力が維持されていたのである。沖積層の土壌で地力が高いことと稲作における上述した高集約度の農家経営が稲作生産力を高くした基本的な要因であり、また裏作に関してもこの状態は高度な栽培技術によって可能になったといわれる。<sup>11)</sup>

本村はまた土壌的に養蚕に適した村であった。本村の養蚕は、一九四八年度の一戸当り收購高が一七・五貫と比較的小規模であったことと（後出表20も参照）、蚕種製造が行なわれていたことが特徴であった。しかし、戦後になり、その収益性の減退に伴い養蚕経営は急速に衰える。桑園面積も一九三一年の一二七・五町から五一年には六八・二町に減少している。

次に、戦前の農民層の階層分化の有ようを、そのほぼ最終的な到達点の状態で見よう。五加村の一九四五年一月二三日現在の小作地率は四〇・六％（農地面積二七五・七町、小作地面積一一・八町）であるが、地主は全体として小規模であったことが本村の特徴である。最大の地主でも所有四・二町（内川の島田一家）であり、以下三

農地改革と農村社会構造の変化(上)

く四町層八戸、二く三町層一三戸、一・五く二町層一三戸という構成であった。しかも、これら地主層はまた村内の有力な農業経営者でもあった(表4)。本村の場合、所有と経営の分化はあまり顕著には進んでいなかったのである。

このことの総括が表5に示されている。これから作表者の小峰和夫氏は、(1)本村で多少なりとも貸付地を有する者は全部で一・二戸、うち不耕作はたった八戸で、大半が地主自作か自作地主であったこと、(2)耕作地主一〇四戸の耕作規模別内訳は、五反以上層が五三戸五一%を占め、地主層が生産力担当層としても農民層を上回る存在であったこと、の二点を指摘している。これらの点と裏腹のことだが、私はさらに次の二点を付け加えておこう。

第一に、耕作五く一〇反層に占める各階層の比重を比較すると、自小作が四七戸と当然のように最多であるが、割

表4 所有1.5町以上地主の耕作規模別構成 (単位:戸)

所有規模 (反)	耕作規模別構成(反)						
	戸数	不耕作	~3	3~5	5~8	8~10	10~
1.5~2.0	13		2	1	4	4	2
2.0~3.0	13			6	1	1	5
3.0~4.0	8	1		2	2		3
4.0~	1		1				
計	35	1	3	9	7	5	10

出典)「農地調整及農地委員会関係書類」(1943年~)より作成。  
注)年次は不詳。ただし第2次大戦末期の調査と推察される。

表5 階級・階層別の農家構成(1939年) (単位:戸)

階級	経営						合計(比)
	不耕作	3反未満	3~5反	5~10反	10反以上		
不耕作地主	8	—	—	—	—	8(1.3)	
地自作	—	22	8	15	4	49(8.3)	
地自作	—	6	15	28	6	55(9.2)	
地自作	—	34	24	26	1	85(14.2)	
自小自作	—	18	42	47	5	112(18.7)	
自小自作	—	55	64	34	—	153(25.6)	
小自作	—	82	46	8	—	136(22.7)	
合計(比)	8(1.3)	217(36.3)	199(33.3)	158(26.4)	16(2.7)	598(100.0)	

出典)小峰和夫「ファシズム体制下の村政担当層」(大江志乃夫編『日本ファシズムの形成と農村』校倉書房、1978年)348頁より引用。  
注)原資料は『五加村所得調査簿』1939年。他に58名が不明。

合は二九・七％にとどまっていた。自作前達の勢いは、概して弱いものであったといえる。一町以上層の場合、地主層が一六戸中一〇戸、六三％とほとんどであることは当然としても、次の七・五〜一〇反層でも地主自作・自作地主あるいは自作の方が自作を上回っていたのではないかと推定される。

第二に、小自作や小作の場合、耕作規模は極めて零細であった。各々における五反未満層の比率は、前者が七八％、後者は実に九四％であり、さらに三反未満層もそれぞれ三六％、六〇％という高い比率であった。小自作と小作の五反未満層が総数で二四七戸、全農家戸数の実に四一％を占めることも、上述した本村の耕作規模の零細性と小作分解の特殊性の総括的表現として重ねて注目しておいてよい。

有力な経営を行なうには土地所有が必要不可欠であったこと、逆に言えば、土地を持たないもの、あるいは僅かしか所有しない者は零細な経営に甘んじなければならなかったという経済的条件は、小峰氏が分析するように、五加村では戦時期になっても「村政を牛耳る階層は、相変わらず耕作地主を中心とする在村地主であった」<sup>(18)</sup> 経済的根拠になつてきたと考えられる。それでは、この同じ条件、とくに小自作・小作の経営下層のおかれた条件は農地改革の過程においては運動論的にいかなる現われ方をしただろうか。この点が、これから農地改革の過程を検討していく際の一つのポイントになる。

### 3 日農五加支部と村民委員会

五加村における農地改革への本格的な動きは、一九四六年二月の日農五加支部（五加村農民組合）の結成をもって始まる。

五加村のある更埴地方は、大正末から昭和初期にかけて長野県で農民組合組織化の中心になった地域であり、なかでも本村はその拠点に位置し、最も早く農民組合が組織化されていた村であった。本村で農民組合が最初に結成され

たのは一九二一年頃で、内川部落においてであった(組合員約七〇名、組合長中村浩)。その後、二七年一〇月に小舟山(組合員三〇名)、三〇年一月に上徳間(組合員四二名)へと組織は拡大し、一九三〇年には内川で長野県の「大小作争議」と呼ばれた激しい争議が起こっている。

五加村農民組合の結成は、一面としてこの戦前の小作組合の再建という側面を強く持つていた。

表6に部落別の組織状況を示した。これによると、結成時の組合員総数は三〇七名で、戦前に組織が存在しなかった千本柳で新しく組合ができたほか、上徳間・内川・小舟山の三部落でも戦前よりほぼ一五名から三〇名ほど組合員が増えている。しかしそれにもかかわらず、組合員の対農家比率は、小舟山が六六・六%とやや高いものの、組織の中心であった内川でも五九・九%であったのを始め、三部落で六割を切っていたことに注目すべきである。戦前に比べると、組織の幅は広がったとはいえ、依然「小作組合」的な要素を引きずっていたといえよう。

戦前の組織の再建であったという五加村農民組合の性格は、指導者層の構成を見るといっそう明瞭である。同組合は委員長以下三役のほか、常任委員五名、執行委員一九名そして各正副支部長から指導部が構成されている。まず常任委員の部落別構成は、各支部一名づつのところ内川のみ二名であった。また執行委員の内訳も、上徳間二、千本柳六、小舟山四に對し、内川は七名であった。常任委員・執行委員ともこのように単純な組合員数による頭割りではなかった。さらに、委員長と書記長は内川の中村浩と中村巧人であった(前者は、日農殖科郡農民組合連合会(一九四六年一

表6 五加村農民組合員の部落別人数  
(単位:名、戸)

	五加村 農民組合員	農家戸数	戦前の小作組合員 (設立年次)
上徳間	70	118	42(1930年1月)
内川	85	142	75(1921年)
千本柳	102	176	
小舟山	50	75	30(1927年10月)
中	—	110	
計	307	621	

出典)五加村農民組合員は「勅令第一百一号第五条第二号届書」、農家戸数は「農家人口結果表」(1946年4月1日)、戦前の小作組合については、前出『諸組織形態』47頁より作成。

一月設立、書記長若林忠一」の常任委員にもなっている。戦前と同様内川が組織の中心であり、中村浩・中村武也兩名に代表される戦前以来の指導者がこの段階でもなお重要な役割を果していたのである。

五加村農民組合の性格を語るとき見落してはならない核心の問題は、中村浩・中村武也をはじめとして指導層の多くが共産黨員であったという点である。資料によれば、同組合は先の中村巧人と、会計を務める中村佳雄の提唱によって組織された<sup>19</sup>とある。この「提唱」の意味がいま一つ判然としないが、前者は、一時は五〇名を超えたといわれる本村共産党細胞のキャップを務めるなど、本村における同組織の文字通り有力な指導幹部の一人であった。中村浩（一八九二年生）や中村武也（一八九〇年生）らは、すでに五十歳代半ばにさしかかっていたのである。<sup>19</sup>

組合結成の目的は、「五加村ノ民主化ヲ期シ」て「官僚的天下リ供出割当反対（公正納得割当ト供出促進）、配給ハ公正化、腐敗官吏ノ処罰罷免ト素質向上待遇改善、農業会ノ改革、小作料ノ適正化減免金納、地主ニ依ル悪質土地取上反対耕作権ノ確立、土地共同組合管理、村税其他累進賦課大衆的平均賦課ノ撤廃、村長其他役職員ノ天下リ推薦反対公選」の諸点におかれていた。

ところで、この五加村農民組合との関わりで触れておかねばならないのは、「中区農民組合」と「五加村建設連盟」の二つの組織に関してである。

表6にも見るように、中部落には五加村農民組合の組織は存在しなかった。ここでは、五加村農民組合の結成と相前後して独自に中区農民組合が結成され、他の四部落とは異なる対応がみられたのである。同組合は構成員一〇八名であり（会長宮城貞治）、ほぼ「部落ぐるみ」の組織であった（事務所・中公会所）。また目的も、「農民ノ福利増進ヲ図ル」とあるだけで、五加村農民組合と比較し著しく穏健な路線をとっていた。農地改革の過程における中部落の動向に関してはこれ以上のことは分らないが、改革後に同部落の動きが一つの焦点になることは後で詳しく述べる。

建設連盟は五加村農民組合等よりやや早く四六年一月に結成されている。農業会系の組織であることから、目的も「五加村ヲ革新シ逞シキ郷土再建ノ実践活動ヲ通シ村ノ建設ヲ図」るとあるだけで極めて抽象的なものであった。会長は千本柳の竹内救時。結成直後の勢力は三三名と弱小であり、上徳間六、内川七、千本柳一〇、小舟山四、中六と各部落くまなく存在するが、人数の上からいってもそれ自体が強力な政治勢力になることはありえなかつたと思われる。

しかも、五加村農民組合書記長中村巧人をはじめ幹部四名が同時に建設連盟のメンバーで、そのうち一名は幹部である常任幹事の地位に就いていること、また常任幹事の田中正男（小舟山）らは農民組合員でもあつたこと、こうして結局五加村農民組合員で建設連盟にも加入している者は総数で一〇名にも及ぶことなど、両者には組織的な重なりがあつた。建設連盟は協同主義による農業経営の改善、村の再建を旨したのであり、その限りでは、両者は必ずしも敵対的な関係にあつたのではない。

すぐ後に述べる「村民委員会」ができた後、四六年の一二月には、五加村農民組合と建設連盟は合同するに至るが、その基本的な要因も右のような点にあつたと理解してはば間違いない。なお、建設連盟はこのように農地改革の過程においては組織として消滅するのであるが、改革後はかつてのメンバーの中から政治的、経済的に重要な役割を果たす者が多く出てくる。その点で、中区農民組合と同様、旧建設連盟のメンバーは重要であつた（とくに会長の竹内救時や田中正男ら）。

さて、話をまた五加村農民組合に戻す。同組合は一面で戦前の小作組合の特質を引きずりつつも、他面、敗戦後の段階に見合う新たないくつかの動きも現われていた。そのなかで最も重要なのが、四六年五月の「村民委員会」の創立である。

この組織は、五加村農民組合の提唱にもとづき、これと建設連盟が中心になり創立されたといわれる。<sup>17)</sup> 自己の組織

のみにとどまらず、影響力を組織の外にも向けてさらに大きくしようとする農民組合側の思惑がここに隠されていたことは多言を要しないであろう。これら二つの組織のほか、疎開者会・青年会・婦人会・村会等の村内諸組織・団体がそこに結集した。綱領として、①封建的農地制度の改革、②新農業生産力の確立と生産力の向上、③農村生活の民主化、の三点をかかげ、当面の主張を、④耕作権の確立・自作農の創設維持、⑤小作料の減免・金納制、⑥自主的で公正な供出、⑦公開による民主的配給制度の確立、⑧村外民主的農村農民団体との連絡提携、⑨外地引揚者の救援、の六点にまとめていた。<sup>18)</sup>基本的に、五加村農民組合のイニシアの下、それが目指した上述の闘争目的の線に沿い組織化されていたことがうかがえる。

委員長は竹内万太郎（千本柳）が選ばれた。竹内の家は八代を経た村内きっての旧家で、祖父の代まで酒造業を営み、父孝太郎は村内の要職のほか郡会議員、県会議員を歴任した。万太郎自身（一八七八年生）も、郵便局長・消防組長・方面委員・村農会長のほか昭和期になり二度（一九二七〜三一年、三六〜四〇年）も村長になった。また、郡農会長・郡養蚕組長・郡畜産組長・郡園芸組長・郡生糸販売組合理事等郡レベルにおける実業方面での活躍の他、県会議員・県農会議員・県養蚕組合連合会議員等もつとめるなど県レベルでも政治的・経済的に多大な貢献をした。いわば五加村の名望家中の名望家であった。<sup>19)</sup>

副委員長には建設連盟会長の竹内救時が選ばれ、<sup>20)</sup>また書記長は五加村農民組合員で、建設連盟のメンバーでもあった齊間新三（上徳間）が就任した。齊間は同時に共産党の有力な活動家であり、一九一三年生れ、中村浩や中村武也よりは二回り近く若い「戦後に台頭した世代」（後述）に属した。おそらくこの書記長就任には、農業の傍ら職員（四六年に農業会に総務主任として入る）として農業会に勤務していたとかれの立場もながしかは関係したことであろう。それはともかく、齊間の記すところによれば、村民委員会はこれらの役職のほか常任委員と委員で構成され



ていた。前者には村内各種団体の代表者が網羅され、後者は各部落の代表者と各機関の役員が連なり、総勢九〇名を超えたる大所帯であったといわれる。

村民委員会の創立は、五加村における五加村農民組合の社会的・政治的なヘゲモニーの確立を意味する。竹内万太郎の委員長就任に浮彫りにされているように、それは村内の名望家も取り込んだものであった。それでは、こうした状況のもとで、農地改革はいかなる形、内容で行なわれたのであろうか。この点が以下の分析において先ず最初に解き明かすべき問題である。関連して予め指摘しておかねばならないのは、この村民委員会は二年余り後の四八年七月に解消していることである。この解消は何を意味するのだろうか。この点も、分析の要になる問題としてここで押えておく必要がある。

## II 農地改革の推進体制

この章では、五加村における村落レベルの農地改革の推進体制の特徴を明らかにする。考察の対象とするのは、まず農地委員会であり、次いで部落補助員あるいは土地管理委員である。最後に、全体的な本村の政治体制を問題にするが、これらの階層分析は第四章で詳しく行なう予定である。本章をあえて立てたのは、これら諸機関をめぐる五加村農民組合をはじめ諸団体の動向や、改革事務あるいは相互の機能上の関連について主に検討するためである。

### 1 農地委員会と部落補助員―「下から」の改革機構(1)

表7に四六年一二月に選出された農地委員の構成を示したが、この表をもとに本村の農地委員会の特徴を指摘すれば次のようになる。

第一に、委員一〇名の部落別構成をみれば、五部落二名づつで、極めて厳然と均衡がとられていた。

表7 農地委員の性格

		年令	部 落	諸団体への帰属
小作側委員	中 武 也	56	内 川	(五農)常任委員
	青 村 昌	45	上徳間	(五農)
	竹 木 昇	41	千本柳	(五農)常任委員、〈建連〉
	高 津 秋	42	中	〔中農〕、〈建連〉
	野 上 千加良	51	小舟山	(五農)
自作側委員	竹 内 救 時	41	千本柳	〈建連〉会長
	野 上 儀 市	67	小舟山	(五農)小舟山支部長
地主側委員	南 沢 介 雄	43	内 川	〈建連〉
	宮 城 操	44	中	
	斉 間 武 男	38	上徳間	

出典) 諸団体への帰属は「勅令第百一号第五条第二号届書」による。  
 なお、特記しない限り以下同様。

注) (五農)は五加村農民組合、〈建連〉は建設連盟、〔中農〕は中区農民組合。この略記も以下同様。

も、他の二階層に比べれば一定度票は分散しているが、概して統制が効いていると判断してよい。この選挙では、棄権率が、小作四七%、地主五〇%、自作五四%と相当高いのであるが、おそらくこれも、事前のチェックが厳しく、選挙その

選挙に際しては、五加村農民組合と建設連盟が「合同に委員候補者の推薦をな」し、また「猶兩者にて選挙対策委員会を設置し選挙執行に遺憾なき様善処」<sup>(22)</sup>していた。これからすると、右のバランスのとれた委員配分は、明確に五加村農民組合等の選挙統制の所産であったといえる。

候補者が、小作六名、地主四、自作三とそれぞれ定員を一名づつ上回り、三階層とも投票が行なわれている。そこで各候補の得票数をみれば、小作および自作では当選者と落選者の間にかなり大きな差があった(表8)。とりわけ自作においてそれは顕著で、落選者はほとんど泡沫的な候補であったことを窺わせるものである。また、地主

表8 農地委員選挙における投票の分散度

	小作側委員	自作側委員	地主側委員
1位	168	234	29
2位	103	209	24
3位	94	7	13
4位	81		12
5位	40		
6位	14		

出典)「五加村農地委員会総選挙状況調査」(1946年11月)より作成。

ものの関心が薄くなったということと照応していると考えられる。

それでは第二に、農地委員の顔ぶれにいかなる特徴があったか。まず小作側委員は、高津秋生を除いて全員、五加村農民組合のメンバーであった。しかも、中村武也・竹内昇の両名は、常任委員を務める組合幹部であり、かつともに共産黨員でもあった。ところで、高津は中部落所属であり、従ってとうぜん中区農民組合員であったが、同時に、建設連盟のメンバーでもあり、村民委員会の創立に際しては、竹内救時とともに建設連盟側の立役者の一人になったといわれる人物である。<sup>(23)</sup>つまり、五加村農民組合に相対的に近い関係にあったと思われる委員である。

小作側委員五名は、バ、ラ、ン、ス、よ、く、五、部、落、に、配、分、さ、れ、て、お、り、この点でも部落間の均衡が非常に重視されていたことが分かる。

自作側委員は、竹内は建設連盟の会長であるが、村民委員会創立時には建設連盟内で中心になったといわれる人物。また野上儀一は、自作層でありながら五加村農民組合の小舟山支部長を務める人物であった。

地主側委員については南沢介雄の存在が注目される。南沢は、戦前の小作争議で内川の地主同盟の中で小作側に同情的な態度をとり、逆に地主側から攻撃を受けたという人物である。<sup>(24)</sup>また、後述する中村浩村政時代には、収入役として中村を助けた。所有三町以上の有力地主（農地改革直前の貸付地二町八反、自作地六・〇反）としては唯一建設連盟にも加入していた。

会長は、委員九名での互選の結果、中村武也が七票を集めて選ばれた（あと野上儀一と竹内救時が一票づつ）。また、農地委員会の性格を決定する要素としては、専任書記のもつ意味も大きい。本村では、先述した村における共産党の有力な指導者である中村巧人が核となり、委員会を支えた。<sup>(25)</sup>他の書記も改革期を通して目まぐるしく交代するが（表9）、二十歳代の活動的な共産黨員が立ち代わり独占している状況であった（後出表31も参照）。共産党が書記の

役割をことのほか重視し、自己の影響下におこうとしていたことが窺われる。

このように見てくると、五加村農民組合が、建設連盟とうまくタイアップしつつ、農地委員会にその意志を強烈に貫徹していたことが分かる。かてて加えて、その一方で部落間で委員構成において完全な均衡を保ったこと、また、小作側委員以外のもう一人の枠について、自身の基盤を持たない中部落に対しては、自作側委員でなく、地主側委員を割り振った事実の中には同時に政治的な巧妙さも見てとれるであろう。そして、かかる農地委員会を作り出せた要因は、結局のところ、先に述べた村民委員会の創立にあったことをここで確認しておこう。

次に、部落補助員はどうであっただろうか。四六年一二月に就任した部落補助員について見れば(表10)、それは、各常会に一名づつ配置されていた。五加村は二四の常会があったから、総数二四名、一年任期であった。人選に際しては、五つの部落の農地委員を通して、各常会長および農民組合役員と相談して決定することになっていた。<sup>(26)</sup>

部落補助員の諸組織への帰属状況をみると、二四名のうち、

表9 農地委員会書記の性格

	職名	年令	階層	就・離任月日	離任事由	学歴	前職	備考
宮坂 好和	専任	42	小作	45.12.20~48.1.14	役場事務	旧制中卒	在村	日本共産黨員
中村 巧人	"	41	自作	47.2.1~48.6.20	家事従事	"	"	日本共産黨員
宮坂 富保	"	28	小作	46.12.20~47.1.31	病 気	"	復員	
中村 湊	"	25	小作	47.4.1~48.5.1	役場事務	"	"	日本共産黨員 (武也次男)
西沢 賢一	"	23	小作	48.2.1~48.7.30 49.9.1~50.8.31	家事従事	"	在村	日本共産黨員
岩原 光子	"	21		48.3.24~49.3.20	"	"	疎開	
近藤 清志	"	21	小作	48.8.1~50.3.31 50.9.1~	役場事務	"	在村	日本共産黨員
宮入 専	雇員	19	自作	48.5.1~49.12.31		"	"	
竹内かつ子	"	20	小作	50.10.1~		"	"	
齊間 新三	兼任	34	自作	47.1.1~47.12.20	兼農協書記	"	引揚	日本共産黨員
渡辺 功	"	31	小作	"	兼役場書記	"	在村	
宮下 光彦	"	26		"	兼農協書記	"	"	

出典)「農地等開放実績調査」より作成。

農地改革と農村社会構造の変化(上)

表10 部落補助員の性格

	年令	農家組合	諸団体への帰属		年令	農家組合	諸団体への帰属
村山 一	53	上徳間組	(五農)副委員長兼 上徳間支部長	久保 恵一	48	千本柳二	(五農)
齊間 林蔵	34	中組	父英策(五農)	竹内 正光	38	第三	(五農)、〈建連〉
堀口 一郎	25	十夜河原		宮入 茂樹	42	第四	(五農)執行委員
中村 章一	33	内川一里塚		竹内 信夫	40	甲組	(五農)
新井金一郎	29	東部	本人〈建連〉、父儀左 衛門(五農)執行委員	緑川 久吉	40	北組	(五農)
中村 邦雄	37	南部	兼内川会計	渡辺 昇	41	小舟山一	(五農)
近藤 武	35	西部	(五農)	緑川 勝水	35	第二	〈建連〉
中村 佳雄	54	新米	(五農)会計	大備 昇	40	第三	(五農)常任委員
中村袈裟治	39	共栄	(五農)	阪口 貞利	41	中東	〔中農〕委員
中村 節良	62	中央	息子敏(五農)	久保田信助	55	西	〔中農〕
緑川 重利	41	千本柳屋	〈建連〉	飯島 要	46	南	〔中農〕委員
米沢 由本	47	第一	(五農)	宮城 貞治	49	北	〔中農〕組合長

出典) 表9に同じ。

一一名が五加村農民組合員であった。そのほか上徳間の齊間林蔵は、父英策が組合員であり、本人も直後に共産党に入党する人物である。また、内川の中村邦雄は、本人は建設連盟のメンバーであるが、父儀左衛門が組合の執行委員兼内川支部の会計であった。この二人には組合の影響力は当然強く及んだと判断される。二名を加えて一三名を五加村農民組合関係者とみなす。そしてもう一人、中村節良に関しては、本人は組合員ではなかったが、息子敏が組合に加入し、本人も共産党に入党する人物である(ただし、敏はその後五加村を出ている)。これらの他に、建設連盟のメンバーが二名存在した。このように、中部落の部落補助員四名——組合長の宮城をはじめ、幹部の委員二名が含まれる点も、中区農民組合と改革の関わりを何か暗示しており、注目される——を除けば、四部落では部落補助員は八割がた五加村農民組合と建設連盟の勢力でおさえていたことになる。

に部落補助員になっていた。四六年一二月に就任した者では村山一<sup>(27)</sup>をはじめ四名が組合執行部のメンバーであり、また、四七年一二月以降の者では新たに五名の執行部メンバーが部落補助員に就いている。部落補助員と五加村農民組合の指導者層の経済階層性は、全体的にかなり異なっていた。このことは改革の担い手の「中核と支持勢力」の問題として重要な意味を持つが、詳しくは第四章で述べることにする。ここで指摘しておきたい点は、農地委員会を支える部落末端にも、五加村農民組合のヘゲモニーと意志がこうしてほぼ全面的に貫かれる形になっていたことである。

## 2 土地管理委員会の機能と性格―「下から」の改革機構(2)

本村の農地改革の「下から」の側面を考へるとき見逃せないもう一つの問題は、土地管理委員会の果たした役割である。

これは四六年八月、五加村農民組合の専門部として設置されている<sup>(28)</sup>。規約の第二条に「農民組合の綱領に依りその実現を図るを以て目的とする」と謳っており、文字通りその別動隊であった。事務所も共用である。機関は部落単位に支部委員会を設置し、そこから選出された代議員で専任委員会が構成される。メンバーは農民組合を推薦母体とし、さらに農地委員会の承認をもって土地管理委員会を編成する。なお、土地管理委員会は長野県で数多く存在する<sup>(29)</sup>が、全体として「活発に活動したところは……多くはなかった<sup>(30)</sup>」といわれる中で、本村の土地管理事業は後述の通り刮目すべきものがあつた。

表11に村の土地管理委員一七名の構成を示した。これによると、各部落三〜四名の委員で構成されている。常会単位ということではなく、この点で農地委員会に似た編成の仕方であった。また、五加村農民組合の勢力がない中部落からも三名の委員が出ている。この選出の仕方等に関しては不詳である。

委員の顔ぶれには、ほぼ以下の三つの特徴がみられる。第一に、委員一七名は全員、四六年一二月以降か、翌年

農地改革と農村社会構造の変化(上)

一二月以降に部落補助員をつとめる人物であること。土地管理委員と部落補助員は相互に重なり合うのである。第二に、副委員長兼上徳間支部長の村山一をはじめ、常任委員一名、執行委員五名と五加村農民組合の幹部が七名も入っていること。そしてそれらに関連して第三に、年齢も概して高く、四十歳代後半以上が一〇名、うち五十歳代以上も七名をかぞえていること、である。

委員会の目的は、土地潰廢や地目変更、交換分合等も含めて土地問題に関わる事業全般を取り扱うことにあつた。四六年一二月の農地委員選挙までの、土地問題を解決するいわば権力の空白期間においては、土地管理委員会が土地取上げその他の土地問題の処理にあたり、また小作料の一括納入を行なつた。そして、農地委員会が活動を開始するようになってからは、その仕事を次のように補佐する大衆的な機関になつた。

農地委員会で審議される事項は、必ず事前に関係部落の支部土地管理委員会に諮られる。そして、農地委員会の会合が開かれる前日または当日に村全体の専任委員会にかけられ、当該事項に関する土地管理委員会としての意見がま

表11 土地管理委員の性格

	年令	部 落	部落補助員 の就任年次	五加村農民組合での役職
一 蔵	53	上徳間	◎	副委員長兼上徳間支部長
山 林	34	〃	◎	
村 摩利太	49	〃	○	
久 保三郎次	42	〃	○	
坂 池 仲次郎	50	内 川	○	
北 沢 貞 雄	52	〃	○	執行委員
中 村 柳太郎	63	〃	○	執行委員
久 保 暨	44	千本柳	○	執行委員
竹 内 正 光	38	〃	◎	
竹 内 信 夫	40	〃	◎	
宮 入 茂 樹	42	〃	◎	執行委員
緑 川 応之助	62	小舟山	○	執行委員
大 備 昇	40	〃	◎	常任委員
西 沢 新左衛門	58	〃	○	
小 川 幸 平	49	中	○	
坂 口 延 治	48	〃	○	
高 津 貞 平	50	〃	○	

出典) 土地管理委員は「農地委員会台帳」(1947年1月)による。

注) ◎は1946年12月28日就任、○は1947年12月20日就任。

とめられて、その意見が直ちに農地委員会に提出される仕組みであった。農地委員会は制度的に、事前に土地管理委員会の意見を聴取することなくしてはいかなる裁定も行なうことができなかったのである。現実には、農地委員会が上述のように五加村農民組合によってほぼ完全に制覇され、また土地管理委員会が組合の専門部として活動していた関係から、後者の意見は大ていそのまま通る形になっていたはずである。

かくして五加村農民組合は、部落補助員の他にもう一つ、この土地管理委員会を通して、「部落に足場を持つ」改革を進めることができるようになっていたのである。

土地管理委員会が実際にかに重要な働きをしていたかは、次のような発言からも理解することができる。まず、農地委員会の主任書記中村巧人は、土地管理委員会との関係について「決定権は農地委員会にあるが、運営よろしきを得るため最大限に農組、土地管理委員会を活用すること」が重要である、と述べている。<sup>83)</sup> また、農地委員長中村武也も、本村の農地改革における売渡計画策定の重大性に触れつつ、「土地管理委員の厳正なる意見を聴取し、決定的な参考となし、売渡計画樹立の準備をなすことを最良の方法なりと信じ」(傍点筆者、以下同断)る、と述べていた。<sup>84)</sup>

本村の土地管理委員会の活動については、「その政治的工作は農地改革に大きな力を与え」、「活動は実に他に見られぬ実状であった」というすこぶる高い評価が与えられていたことを付言しておこう。<sup>85)</sup>

農地委員会は土地管理委員会の意見を最大限尊重した。それ故、後者の農地改革への関わりは、単なる「土地問題の基本的調査機関」にとどまらず、問題によってはより以上の積極性が求められることがあった。たとえば、売渡計画を樹立するに際しては、両委員会が合同の会議を持ち、個人的に審議を行なって方針書を決定している。また、地主の一方的な小作契約破棄、土地取上げ等の困難な問題が生じた時は必ず、農地委員会では決定を留保し、「地元土地管理委員会の意見を問」うたり「土地管理委員及び農地委員の合同会議」を開くなど、公正な解決が目ざされたの



である。

農民組合が農地改革の過程に強く関わるケースは、もとよりかなり一般的にみられる。だがその多くは、幹部請負的な運動形態、つまり農民運動が農地委員会内部のやりとりで矮小化される例が多かった。<sup>94)</sup> 本村もそうした面がなかったとは言いきれない。しかし、五加村農民組合が部落補助員や土地管理委員会による改革の「下から」の遂行を重視、幹部をそれぞれ重点的に配置し、また、農地委員会もその方針に従い「下から」の動きに沿う方向で問題の処理に当る姿勢をとっていたこと、その結果、本村では、他に比べてそれなりに、広範な組合員の直接的な運動に支えられた改革になったこと、以上の点が重要である。

### 3 中村浩村長誕生と村の政治体制の変化

前述のように、五加村農民組合が主導して村民委員会を創立した目的は、小作組合的な組織の限界を克服し、運動の幅を全村的・全階層的なものに拡大する中で、耕作者―小作層の諸々の権利擁護、農地改革の遂行と並んで、村の政治的民主化を達成することにあった。前者の経済的課題を實現する機構、制度的条件の実態については以上の二つの節で検討した。それでは、村の政治的民主化という点では、農民組合の意志はどのように、またどこまで達成されたであろうか。この問題を、二つの事例を通して少しく考察する。

一九四七年四月、第一回の地方選挙で本村は、五加村農民組合委員長中村浩が村長に当選する。共産党員村長の誕生である。<sup>95)</sup>

村長選での相手候補は宮本正武(上徳間)であった。宮本は、昭和十年代に助役、村会議員(一九三六―四〇年)、学務委員、国民精神総動員実行委員などを歴任した人物である。またそれ以前には在郷軍人分会長(一九二二―二五年)も務めている。さらに一九四〇年に開始される満州埴科郷開拓移民団の団長になり、満州に移民した経験を持つ。<sup>96)</sup>

まさしく、軍国主義―ファシズム体制に一貫して身を合わせ来たった「体制派」で、村におけるその最も行動的な担い手のひとりであったといえる。選挙時は自由党候補として立候補していた。

生れは中村より二年早い一八九〇年。一定度政治的な威信を持っていたといえるが、しかし、村内の名望家ではなかった。農地改革の直前は、田畑五反二畝を所有し、そのうち約一反を貸付け、七畝の小作地を合わせて四反九畝を耕作する自作農であった。ちなみに、一九三七年当時は、六反七畝所有、うち一反二畝を貸付け、小作地二反一畝を加え七反六畝を耕作していた。

前村長は米沢喜代次（千本柳、一町三反所有、四反四畝耕作）、その前は中部落の飯島正胤（一九四〇年～四四年、三町二反所有、五反耕作）、さらにその前は先述の竹内万太郎であった。このように五加村では、従来村長の座は終始一貫、名望家層が占め続けてきた。

この村長選は、旧来の名望家層が候補者としても全く姿を消していた。代わって、大正末期以降、農民運動の指導者、あるいは体制側の行動的な担い手として政治的な力を蓄えてきた、社会的出自としては非名望家の系譜に立つ者どうしによって争われた。このように選挙そのものが、それまでの政治体制からの根本的な転換をすでに意味していたのである。

中村の支持層が、共産党や五加村農民組合に結集する部分であったことは多言を要しない。建設連盟も中村を支援した。斉間新三の記すところによれば、立会演説会では戦前からの農民組合幹部に混じり、若手から、斉間とともに建設連盟の田中正男が活躍している。田中について「迫力もあり知名度の高い」人物、と斉間は書いている。後述のように、田中は、後に中村村長リコール運動が起きた時には、反中村にまわり、中村村長解職請求署名に名を連ねるようになる。しかし、この時点ではまだ、中村村長誕生のために尽力していたことが、ここで特に注目されるのである。

一方、宮本陣営については、詳しいことは分からないが、後の中村村長リコール推進派の行動的・中核的な担い手の一人である飯島直樹(内川)が熱心な選挙運動を行っていたことが、本人の証言等から明らかである。飯島はこの時まで二十歳を少し出たばかりの青年であったが、「保守」と目された(斉間新三氏よりの聴取)宮本陣営について元から反中村の姿勢をとっていた。この点も、右の田中との対比で注目しておくべきである。

選挙戦では、中村陣営は部落ごとに個人演説会を開いたこと、その中で斉間はただひとり、「当選しなくても党勢拡大に役立てば良いという考え」から「基本的な党の政策を訴えていた」こと、そして演説について中村巧人から「よくこれまで勉強したとほめられ、自信をもって演壇に立っていた」こと、「当時としては珍しい一般公開の演説会とあって、青年層も婦人層も大勢つめかけて、どの会場も予想外の入りであった」ことが、斉間自身の記録から知ることができる。<sup>39</sup>

また、同じ記録に、投票日五日前の演説会では「日農で経歴をもつ者よりも、新鮮で青年層や婦人層に受ける人」という理由で斉間が応援弁士に立つことに決まるなど、中村陣営でも選挙戦を通じて斉間らの若い世代の台頭が促されつつあったことが、記述されている。<sup>40</sup> 中村も宮本も五十歳代半ばでの立候補であったことからすると、村長になるには一定の政治的経歴と年令が必要であった。しかし、彼らを支える層として、戦前にはとりたてて重要な経歴を持たない「若い世代」が一方で台頭しつつあった。もとより、この背景には、一連の制度的民主化に伴う婦人層や青年層の政治的主体化があった。

なお、右の点に関連してさらに注目しておきたいのは、斉間によれば、この選挙戦の前後に「今まで全く無縁と思っていた青年層がつぎつぎと入党してきた」という点である(詳しくは後で述べる)。<sup>41</sup> 村長選(とその勝利)が共産党の党勢拡大の重要な引き金になったのである。

さて、選挙戦の勝敗については、「共産党という言葉は恐怖をはらんでいた。私はどうあっても勝てるいくさとは思わなかった」と齋間が書いているように、中村陣営もかなり悲観的な予想を持っていたようである。ところが、結果は予想とは逆に、中村浩一〇三二票、宮本正武九七〇票と中村が僅か六二票の差ながらも勝利したのである。

次いで、村長選の直後に行なわれた村議選の結果について述べる(表12)。

新しく選出された一六名のうち中部落の村議が三名である。これを除いた一三名のうち五加村農民組合に加入していたものは九名で、他に米沢嘉久太は前述のように父親が組合員であり、また田中智は建設連盟のメンバーであった。つまり、五加村農民組合と建設連盟の双方に無関係な村議は、中の三名を除けば、緑川一郎と竹内久雄(ともに千本柳)の二名だけであった。

とりわけ注目されるのが、共産党から五名立候

表12 1947年4月に選出された村会議員

	生年	部 落	農民団体との関係	政党関係	備 考
堀 口 嚴	1891	上徳間	(五農)		
村 貞 雄	1916	内 川	(五農)		
中 武 也	1890	〃	(五農)常任委員	日本共産党	
中 直 冬	1887	〃	(五農)		1947年4月辞任
赤 池 孫之丞	1886	〃	(五農)	日本共産党	
竹 内 昇 郎	1908	千本柳	(五農)常任委員	日本共産党	
緑 川 一 郎	1883	〃			1947年5月死亡
久 保 時 高	1894	〃	(五農)		
竹 内 久 男	1924	〃			
米 沢 嘉久太	1908	〃	父千代作(五農)		
湯 本 義 則	1903	小舟山	(五農)執行委員		
田 中 智 智	1905	〃	〈建連〉		
野 上 千 文	1902	〃	(五農)執行委員	日本共産党	
田 中 周 衛	1900	中	〔中農〕委員		
飯 島 嘉 重	1892	〃	〔中農〕委員		
堀 口 久治郎	1896	〃	〔中農〕		
中 村 一 士	1895	上徳間	(五農)		1947年2月補選にて当選
斉 間 林 蔵	1916	〃	父英策(五農)	日本共産党	〃

出典)「本村会及各区会議員名簿」より作成。

補して、四名が当選していることである(後の四九年二月の補選で齊間林蔵が当選して共産党村議は五名となる)。この選挙で共産党候補者五名の総得票数は六一六票、得票率二七％であった。当時、各種選挙における共産党の本村での得票率は、二一〜二二％とかなり高いものであった。農地改革もほぼ終了していた四九年一月の衆議院選挙でも、田中操六の得票数は四〇八票、一九％の得票率であった。ついでに述べておくと、四六年四月、四七年四月、四九年一月の三回の衆議院選挙における本村での最高得票者数はいずれも、国民協同党の唐木田藤五郎で、得票数(率)は順に八八七(四八％)、九六二(四八％)、七二四(三五％)であった。

次に村議の部落別構成に注目したい。他の四部落に対比して、上徳間が一名と極めてバランスを欠いたものになっている。五加村では従来、村議の部落間の均衡は重視されてきた。現に、前回四六年一月の村議選でも、上徳間四、内川四、千本柳五、小舟山二、中三と、ほぼ部落の規模に応じた村議構成になっていた(後掲表39参照)。四七年の選挙に限りかかる事態になったのは、五加村農民組合あるいは共産党五加細胞が従来 of 慣例をあまり考慮せず、自派の村議をいかに多く当選させるかを優先して選挙を戦った結果であろうと推察される。

村会議長は、共産党は赤地孫之丞を立てたが、緑川一郎に決まった。緑川が村議の最年長であったためと考えられる。しかし、その直後の五月に緑川が死亡したため、代わって米沢が就任した。

以上、五加村農民組合、あるいはその指導的部分を構成する共産党が村民委員会を通してどれだけ村内で政治的なヘゲモニーを掌握していたかを考察した。村長・村議の問題だけでなく他に考察すべき点もあるが、そのトータルな考察は、右の階層分析と併せて第五章で行なうことにする。以上からとりあえず指摘できることは、第一に、村会に關しては五加村農民組合はほぼヘゲモニーを確立していた点である。共産党村議も四分の一を上回る勢力に達しており、影響力は大きかったといえる。そして第二に、こうした村会の構成に現われた政治的な諸關係が中村村長誕生の

条件になっていた。五加村では当時、共産党は比較的高い村民の支持を得ていたが、もとより、国政選挙で二〇％前後、村議選で二七％という支持率では、自党の首長を持つにはまだ遠く力不足であった。それにもかかわらず、中村浩が村長選で勝利したのは、とりもなおさず、五加村農民組合への村民の結集、あるいは村民委員会を通しての中村支持がそれなりに拡がりを持っていたことを物語るものに他ならない。

だが、同時に忘れてはならないのは、村長選で勝利したとはいっても、辛うじて過半数を確保したという状況であり、中村村長を支える基盤は決して安定したものではなかったことである。

五加村の農地改革は、以上のような政治的枠組みの下で進められるのである。

### Ⅲ 農地改革の方針と実態

本章では農地改革の経済的側面をいくつかの角度から検討する。最初に農地の売渡を農地委員会の方針ならびに実態から明らかにした後、地主の土地取上げと小作契約文書化の問題を取り上げ、改革過程における階級間の矛盾・対抗の有ようと農地委員会の対応について検討し、最後に農地委員会が小作地の買収にいかなる態度で臨んでいたかを説明する。一部については、事実の方向とはあえて逆の叙述の順序をとる。

#### 1 農地の売渡

まず、農地委員会の委員会開催状況をもとに本村の農地改革過程の段階的な変化を簡単に跡づけておこう(表13)。

本村では、一九四六年一月二十九日の第一回委員会から五〇年一月一日の最終の委員会までに都合八八回の委員会がもたれていた。その他重要な案件があれば、公聴会等も開催されており、農地委員会の活動は総じて、活発であった。

農地改革と農村社会構造の変化(上)

議事の中身等によって四つの時期に区分できる。まず、第一の時期は四七年一月一八日の第一九回の委員会まで、農地の買収が焦点になった段階である。議題の重要性と緊迫した状況に照応するように、各委員の出席状況が、出席率百パーセントの自作委員をはじめ、どの層も極めて良好であったのが特徴である。

第二の時期は、四七年二月二日の第二十回の委員会から翌年二月一六日の第五十回の委員会まで。この段階は、売渡と交換分合が主要な問題になっている。委員会の開催回数も三一回と前の時期より大幅に増え、また前の時期と同様、委員会傍聴者も多数をかぞえており、引続き農地委員会で重要な取り組みが行なわれていたことを窺

表13 農地委員会の運営からみた段階区分 (単位:名、%)

		1946.12.29 ~47.11.18	1947.12.12 ~48.12.16	1949.1.17 ~3.24	1949.8.26 ~1950.12.1
委員 の 傍 聴 者 数	回数	19	31	16	22
	人数	49	101	—	—
出席 委員 の 人 数	小作 地主	93(98)	147(95)	71(89)	
	自作	56(98)	69(74)	35(73)	
	自作 地引 上げ	38(100)	47(76)	28(88)	
議             題	買収計画	13	11	4	5
	同上への異議申立	6	5	1	—
	交換分合計画	1	9	3	5
	同上への異議申立	—	6	—	—
	売渡計画	—	16	3	—
	同上への異議申立	—	—	—	—
	耕作権移動統制	8	14	10	10
	農地の潰廃統制	1	12	9	15
	小作料統制	1	1	7	3
	小作地引上げ	10	10	5	12
	小作契約文書化	—	—	5	—
	創設自作地の先買	11	12	11	8
	農地利用関係争議調停	—	6	2	2
	農地委員会運営	—	—	—	5
	書記人事	—	—	—	3

出典)「農地等開放実績調査」より作成。

注) ( ) 内は出席率。

わせる。ただし、前の時期と違って、委員の出席状況は地主・自作委員ともに七五〇前後に落ち込みかなり悪化した。第三の時期は、一九四九年一月最初の第五一回の委員会から当該農地委員会任期最後の委員会まで。この段階の特徴は、改革も山場を越えたため、委員会の回数が前の時期に比べて減少し、また議題も「農地の耕作権移動統制」「農地の潰廢統制」「小作料統制」「小作契約の文書化」等のいわば改革後の問題に移っている。改革がほぼ終了したことを反映するかのようには、小作委員の出席もこの時期に至り悪化している。また資料による限り傍聴者も姿を消している。そして第四の時期は新たな農地委員選出以降であるが、委員会の開催頻度はさらに落ち、議題も第三の時期と同様ほとんど農地改革に無関係なものである。

以上の諸点を念頭において、農地改革に関連する諸々の事象を個別に検討する。

五加村農地委員会（ということとは、五加村農民組合の指導層あるいは共産党の、ということでもある）の改革全般に関する方針は、大づかみに言えば、①売渡の公平化と所有の平準化、②上層農家生成の抑制、③徹底した小作地買収と地主の土地取上げの規制、④交換分合の実施、以上の四点にまとめられる。③を除くあとの三つは、だいたい売渡の方法に関する方針である。③は後に触れるとして、まず売渡の方法と実態について検討する。それは、農地委員会がとりわけ強い注意を払った問題であった。この点は先に少し言及した中村武也会長の発言にも現われていた（五〇頁）。①②④は相互に密接な関連を有し、また一つの共通の理念に基礎づけられていた。それは、次のような考え方である。

一、本村は土地狭小なるため古くより土地斗争を繰返して来た結果土地に対する欲求は相当に強い村である。従って今回買収、売渡に当って本村農地委員会は単なる買収、売渡の対象者のみのパーセントに不拘、可及的、全小作人に若干の売渡を希望、方針とした。



二、集團的農場の建設まで暫定的に土地細分化はやむを得ずとなし、むしろ逆に現在の土地細分化は発展的集團化の爲の前提であり、活ける社会の弁証法的關係を無視し得ないと確信する故に、全耕作農民が平等の土地権利の提供による集團農場化を期待しての措置として村平均所有反別四反歩を基準として、売渡の公平を図った。但し現在の耕作権所有権は侵害しない立前である。

三、干乾びた法律と方針の奴隷にならず若干の個人的特殊事情を織り込んだが、情実的、行為は大衆討議的に防止してゐるから若干のパーセンテージの凸凹を了承されたい。

四、パーセンテージの凸凹は概ね自作化所有反別の基準と田畑、山畑、河川敷等の關係を考慮されてゐるもので不順な凸凹は全くないことは常に土地管理委員会の拡大された大衆の認承してゐるところである。

意味が十分とれない点もあるが、ここには多くのことが述べられている。まず注目したいのは、農民層の強い土地要求を考慮して、売渡ができるだけ全小作人に及ぶよう留意されていたこと。ということになると、農地委員会の売渡に際しての積極的な関与とコントロールが必要となる。

本村の場合、改革後における自作地の対総耕地面積比は八三%である。買受農家もこれに合わせ自作化率を八三%と一定にするというのが、例えば地方事務所を通して行政が指導した売渡の方法である。それだけでなく、行政は、売渡の公平化を指導し、買受機会の無い層が出来るべく少なくなるよう配慮することも指導していた。この点で五加村の方針は別に特異であつたわけでもなければ、また法律の範圍を越えていたわけでもなかつた。しかし、そのような行政の指導は、だいたい尻抜けになり、現耕作者が優先的に小作地を買い受け、その結果、小作地を多く持つ層と少ない層、つまり耕作規模の大きい層と小さい層の間に買受機会の不公正が生じるのが、一般的な傾向であつた。売渡を公正化し、出来るだけ多くの小作層に買受機会を与えるには、それなりの農民的創意が必要であつた。

まして、本村のように、零細所有でかつ積極的に耕作に携わつていた地主が多い村では、事態はいつそう悪条件化せざるをえない。即ち、本村では一九四五年一月二三日時点の小作地一一・八町のうち改革によって解放される

のは六五・七町、あとの四六・一町は残存小作地として地主が保有したままである。解放率も五九劣と低く、耕作規模がより零細で小作地が少ない層の中には、その小作地が全て残存小作地で売渡を受けられないという事態は当然、かなり一般的なケースとして避けられないことになる。

となると、買収―売渡に際して耕地の交換を積極的に推し進め、買受機会の潤沢な層から機会に恵まれない層に売渡地を振り向けることが必要になってくる。五加村において、先述の④の交換分合が課題となる第一の動機が、これであった。それでは、それをいかなる方法によって実現しようとしたか。

ひろく無原則に売渡の振向けをすることはできない。どの層からどの層へ振り向けるかを決めるための、その基準が設けられねばならない。またそのためには農地委員会なりの農民層の区分けが必要である。そこで表13を参照されたい。これは、農地委員会で決めた一種の農民経営のモデルである。農民経営を「専業農家」、「農業主兼業農家」、「農業従業農家」の三種類に分け、それぞれ所有規模と耕作規模の標準を出している。耕作規模に関して、次章に検討するように一定程度現実を踏まえていた。しかし、あくまでモデルで、もとより内容的には必ずしも正確ではない。重要なことは、専業と兼業の区別、さらに、兼業化の深度によって、農民経営を区分し、それらモデルの基準に応じて小作地買受機会の公平化を図ろうとしていた点である。

具体的な方法は、大きく分けて二つあった。

その一つは、現状の、専業別の区分、そしてそれぞれのモデルにもとづく所有規模に

表13 農地委員会が定めた農民経営の三類型と各々の標準

一、専業農家	(父子共に農業を以って生活の本体となすもの) 所有地6反歩以内、耕作地8反歩以内
二、兼業農家	(農業を生活の本体とするも他に職業を有するもの) 所有地4反歩以内、耕作地5反歩以内
三、兼業農家	(生活の主体たるものが農業を営まないもの 生活の主体が他の職業に置き農業を従とするもの) 所有地2反歩以内、耕作地3反歩以内

じて売渡をするかどうか判断するやり方である。つまり、①「現在所有六反歩を所有してゐるもの」には「売渡に際しても売渡をしない」ということ。そして②「農業主兼業農家」は所有四反、また③「農業従業農家」は二反をそれぞれ基準に同様な扱いをする、ということにされた。

耕作規模に関しても、同じ現状主義の立場から一つの方針が打ち出されていた。つまり④「現在耕作地八反歩以上のもに耕地の貸付けをしないこと。況や、八反歩以上の耕作者が取立は不可能であること」との方針である。この方針は右の売渡方針と並んで設けられていた。前段は小作地の追加、また後段は地主に該当する貸付地取上げによる耕作規模拡大を禁止したものである。地主の土地取上げを防ぎ売渡地を確保するとともに、改革を通じての上層農家の生成を抑止する意図も秘めていた。

以上が、売渡をできるだけ広範囲にすべく、交換対象地を確保するための基本的な方策であったが、これだけでは、まだ限界がある。そこで、交換対象地に一層余裕を持たせるために、同時に以下のような方法も採用された。

⑤「五加村の農家平均所有反別四反歩を基準として自作地と売渡地を合せて四反歩以上となる者に対しては、其の以上の分は一応交換対象地として委員会の支持に従ふ」という方針。

⑥「右に順じ二反歩―四反歩の間の者は本村自作化率八二（八三？——庄司）%を若干上廻るも之を認める」という方針。そして⑦「二反歩以下の者の買収地は交換対象地とすること、と国有地となし果樹菜園地を目論見する」という方針。

例えば、A耕作規模九反、自作地二反の小作農民（専業農家）の場合を考えてみる。いま小作地七反のうち三・八反が地主からの買収地であったとしよう。買収地の耕作者がそのまま買い受けるとすれば、この農民は改革により自作地は五・八反となる。しかし、本村では必ずしもそうはならない。⑤によれば五・八反から四反を引いた一・八

反が交換対象地とされるからである。このように、⑤の方針は一般的に、耕作規模が大きく、買受地を多く持つ層にとっては不利な内容である。

また、B耕作規模二・七反、自作地一反の小作農民で、買受地が八畝というケースではどうか。小作地の売渡を受けて自作地は一・八反となる計算であるが、しかし⑦の規定により売渡は受けられず、八畝は交換対象地にしなければならぬことになる。この規定は、極端に零細な農家への売渡を制限するものである。一般にも法律上耕作規模三反未満には売渡をしないという規定があり、五加村に特殊な規定ではない。むしろ、本村では、三反未満と明確な線引きをしていないだけ、緩やかな規定であったことが重要である。例えば、Bの例で地主からの買受地が一・一反だとしよう。元の自作地と買受地を合せて二・一反、自作化率は七八％であるから、規定上この農家は買収地をほぼ丸ごと買受けられることになる。

ただし、⑤と⑦の規定に関しては、⑧「該当者分にして交換分に支障がない限り自作化率を五〇％位に低めて売渡を認める」という但書き規定があった。これは一種の救済規定である。例えば、右のAの例では、耕作面積九反の半分四・五反まで自作地が認められるから、買受地は二反から二・五反に、またBの例では、耕作面積二・七反の半分一・三五反まで自作地が認められるから、三・五畝前後は買受が可能になるのである。

最後に⑥の規定に関してであるが、例えば、C耕作規模四・三反、自作地二反、そして小作地二・三反のうち一・八反が買収地であるという小作農家（「専業農家」か「農業主兼業農家」）を想定してみよう。この場合、買収地を全て買受けた場合、自作地は三・八反、自作化率は八八％と村の基準をだいぶ上回るが、しかし、⑥の規定により、村の自作化率の平均を超える部分について買受けすることも、規定の上では可能なのである。

⑥は、特定の層にしか該当しない規定である。それは、だいたい耕作規模によって決定されるといえよう。端的に

いえば、四反台から五反台前半の耕作規模の小作農家に最も深く関係し、有利にはたらくのである。他方、耕作規模六反以上になるとこの規定そのものが余り意味を持たなくなる。例えば耕作面積六反、自作地二反で、小作地のうち二・五反が買収地であったとする。このケースでは、先の⑤の規定により四反を超える五畝を交換対象地にせねばならず、その結果自作化率も六七％  

$$\left( \frac{\text{自作地面積} 4 \text{反}}{\text{耕作面積} 6 \text{反}} \right)$$
 となる。

つまり、小作地の買収地を全て買い受け、またその買収地と元の自作地の合計が二反から四反の間におさまり、なおかつ自作化率が八三％以上という条件を満たすのは、特定の耕作規模の小作農家に限定されるのである。

以上が、売渡の方法である。実際は複雑な手続きのもとこれらをいろいろ組み合わせて売渡が行なわれたと考えられるが、その結果が表14に示されているものである。これは、上徳間部落の小作層について、農地改革前後における農地構成の変化を耕作規模別にみたものである。改革前後の小作地の減少分が買収面積に相当すると考えてよい。要点だけを記すと、

第一に、小作地の解放率(表中E欄)は、耕作面積二〜三反層が六九・八％と最も高く、次いで四〜五反層の六〇・一％である。三〜四反層が三番目で、五四・一％、五反以上層は耕作面積が大きくなるにつれて解放率が下がる。また逆に、二反未満層も八反以上層の一戸を除けば解放率は三七・二％と最低であった。

第二に、小作地の解放率は単に耕作面積だけでなく、とくに経営上層にあっては所有面積の大小によっても異なっていた。耕作面積五反以上層については、自作と小自作・小作の二つに分けて解放率を示したが、五〜六反層と七〜八反層では小自作・小作の解放率は、自作のそれをだいたい上回っていたのである。

本村では現耕作者が優先的に小作地を買い受けるというのではなく、上述の売渡方針は生きていたことが右の二点から確認できる。改革を通して農地の買受をうけた者は全部で三八二戸、これは改革直前の小作層四二七戸のほぼ九

表14 階層別てみた小作地の解放率と改革による農地構成の変化（上徳間部落）（単位：名、反、%）

1945年11月30日 現在 耕作規模別	戸数	1945年11月30日現在					1949年6月30日現在				
		自作地(A)	小作地(B)	耕地面積(C)	(D) = $\frac{(B)}{(C)}$	(B)	自作地(A')	小作地(B')	耕地面積(C')	(D') = $\frac{(B')}{(C')}$	$E = \frac{(B)-(B')}{(B)}$
2	7	2,110	8,629	10,809	80.2	5,723	5,416	11,209	48.5	37.2	
2~3	10	6,215	19,621	25,906	79.3	20,018	5,929	26,017	23.0	69.8	
3~4	15	14,607	37,125	51,802	70.5	35,022	16,018	51,110	31.4	54.1	
4~5	15	20,407	47,901	68,308	68.0	50,119	17,212	67,401	24.5	60.1	
5~6	6	23,110	9,705	28,609	55.1	25,908	5,201	68,100	24.6	46.4	
5~6 自作-小作 計	7	9,218	38,814	70,712	55.1	24,909	12,012	68,100	24.6	57.9	
6~7	13	32,328	38,814	70,712	55.1	50,817	17,213	68,100	24.6	52.8	
6~7 自作 計	3	13,616	6,220	19,836	55.1	16,729	3,012	19,836	55.1	51.5	
6~7 自作 計	3	1,725	11,402	13,127	83.6	5,608	6,208	11,402	53.6	45.4	
7~8	6	15,411	17,622	33,033	53.5	22,407	9,220	31,627	27.7	45.9	
7~8 自作 計	3	14,403	6,226	20,629	29.7	16,926	4,318	20,629	29.7	30.7	
7~8 自作 計	3	6,217	8,318	14,535	56.6	9,424	4,203	14,535	64.1	52.5	
7~8 計	2	20,620	15,114	35,734	46.2	26,420	8,521	35,011	24.5	43.6	
8~	5	6,802	1,818	8,620	16.6	7,200	0,906	8,106	11.3	31.3	
8~ 自作	1	6,802	1,818	8,620	16.6	7,200	0,906	8,106	11.3	31.3	

出典)「世帯表」および「農地委員会委員選挙人名簿登録申請書」より作成。

○%である。また、表14に示されている通り、改革後の残存小作地率(D'欄)は、階層的には、二〜三反層あるいは四〜五反層は二〇%台前半で、五反以上の各層とはほぼ等しくなっているのである。もとより、改革前には各層の小作地率(D欄)は耕作規模序列に対応して、零細層で高く、上層ほど低かった。これまでの売渡の方針と実態の検討から次のような結論が得られる。

本村の農地改革は総じて、経営の上層に不利、小作零細農に有利な形での土地の再分配であった。改革を通しての所有の平準化が目ざされ、現にそのような方向で展開した。一口でいえば、それは「方向としての平等」あるいは「平等化の原理」に立脚した売渡であった。

とはいふものの、では、貧農・半プロ的な路線での改革かといえば、明らかにそうではなかった。專業と兼業の別、あるいは兼業の進度により売渡の基準に差を設けていた。また、耕作面積二反未満の過度の零細農に対する売渡は手控える方針であり、実際もあまり行なわれていない。これらの点では本村の改革は決して特殊なケースではなかった。

改革の方向は、總体的に見て、階層的には小作零細層、とりわけだいたい耕作規模四反台から五反台前半の小作層の利害を最も強く反映していたと理解できる。一般に売渡から排除されがちであった耕作面積二〜三反層において小作地の買受割合が最高であったところに、本村の特徴が浮彫りにされているのである。

ところで、この「平等化の原理」にたつ売渡は、必然的に「土地細分化」をもたらす。問題は、農地委員会がこれを単なる必要悪と理解するのではなく、積極的に次の段階へのワンステップ、すなわち「発展的集団化」「集団農場化」のための糸口として捉えていたことである。はじめの引用文の二の方針である。「発展的集団化」や「集団農場化」の意味は必ずしも明確ではないが、農地委員会が農地改革を単なる土地の再分配とは考えていなかったことは確実である。

最後に、最初に示した改革理念の三と四に関わる問題について少しく敷衍すると、売渡ならびに交換分合を進める手順は次のように設定されていた。

まず、農地委員会で「売渡全体計画樹立下調調査会」を実施し、役場の農地課と連絡をとりながら、個人別の売渡

計画を作成する。もとより、計画樹立の前提であるから、農地一筆調査をもとに、一筆ごとの所有者と耕作者および、個人別の所有地、耕作地、小作地、買収地、自作化率、買収地のうちの交換対象地等必要な数字は一式把握されている。そして、この「個人別審議下調書」について、土地管理委員と部落補助員をまじえた「売渡全体計画審議会」を開催し検討する。その上で、「売渡展示会」なるものを二日間、全耕作農民参加のもとで開催、計画を全覽し買受の機会を公示して、各耕作者の意見を聴取する——。改革の要となるだけに、売渡をめぐる手続きはこのように「下から」の改革を象徴的に表わすものになっていた。

## 2 土地取上げ問題と小作契約文書化の遂行

前述のように、本村では改革の対象になった小作地は全体のほぼ六割で、あとは残存小作地として改革後にも残されてお<sup>り</sup>、それは五〇年八月時点で四五町二反二畝に及ぶ<sup>ゆ</sup>。

その貸借の実態をみると、貸付農家は一七九戸であり、一方借入農家は四一七戸、そのうち村内者が三九三戸であった。両者あわせて村内関係者は五七二戸で、のべ人数であるが全農家戸数六五八戸の八七％がまだ何らかの土地賃借関係にあったことになる。貸付農家の耕作面積別内訳は、五反以上が八八戸四九・二％、うち一町以上が一四戸を占める。また、五反以上層の貸付面積は二六町四反二畝、全体の五八・四％を占め、またその田畑の構成は、田が一九町二反六畝で、田畑合計の七二・九％である。五反未満層の場合、田の比率は五八・五％であるから、これに比べると田が相当に高率であった。他方、借入農家は、三九三戸のうち耕作面積五反未満層が二四七戸（二〇五反層一八一戸）、六一・八％を占めた。このように、一般的な傾向と同じく、本村でも経営の上層と零細層の間での土地の賃借関係が基本であった。

農地改革によっても手のつけられなかったこの土地賃借関係を見る限り、本村においても地主の土地取上げが頻繁



表15 農地調整法第9条関係申請件数と結果

	申請件数	左のうち許可件数
1948	11	8
49	6	6
50	8	6
51	5	4

出典) 各年度「財産目録及事務報告書」より作成。

に起こる可能性は充分にあった。それでは、実際はどうであったのだろうか。

表15に、農地委員会に対する地主の土地取上げの申請件数と裁定結果を示したが、全体的に非常に少なかったことが分かる。そして、その状況は、農地改革後も変化していない。例えば近隣の小泉郡西塩田村では、四十七年六月から四十八年一月までの約一年半の間で実に一六四件もの取上げ申請があった<sup>48)</sup>。この事例と比較すれば、本村では、土地取上げという形での地主の抵抗がいかに微々たるものであったかが明らかである。

農地委員会の裁定結果は、地主の申出を許可する割合が比較的多かったといえる。しかしこれは、応召からの帰還や食糧事情の急迫、あるいは相手小作人が上層農家であるなどの条件下で、やむにやまねず地主が土地の返還を要求したということの反映であった。こうした場合の土地取上げは法律的にも認められており、農地委員会の性格とは直接的な関係はなかった(地主の土地取上げが本村で具体的にいかなる手続きを経て許可されるかは後述する)。

われわれは先に、売渡方針の中に耕作規模八反以上の地主は原則として土地取上げを認めないという一項があったことを、見た。また、中村武也農地委員長が農地委員会と土地管理委員会の合同会議で(四十八年八月九日)、「土地取上げについては極力制限すべき旨を・・・農地委員及土地管理委員に申請」することもあった。農地委員会は、この問題に関しては厳格な制約をほめ、また現実には厳しい規制を加えていたものと思われる。なお、五加村では、改革で認められた小作地保有限度は六反である。

本村における土地取上げ問題と農地委員会の対応の特徴は、以下のような、改革過程における小作契約文書化の問

題をめぐる農地委員会の調整と規制のあり方をみると、いっそう明瞭になる。

新たに結び結ぶ小作契約の期間は法律上「最低五年以上普通十年程度」と指示されていたが、本村では最も長く「十ヶ年程度」と定められた（四八年四月二十九日の農地委員会決定）。ところが、何人かの地主がこれを不服として、小作契約文書に調印しないという事態が起こってきた。次の二つも、そうした事例である。どのような理由で地主が調印しなかったのか、またそれに対し農地委員会がいかなる裁定をくだしたかを検討する。時期は四九年六月下旬の農地委員会であった。<sup>(4)</sup>なお分かるのは地主名だけで、小作地面積や小作人氏名等は不詳である。

【事例Ⅰ——米沢喜代次（千本柳）のケース】米沢は、改革直前には貸付地九・六反、自作地四・四反を有する自作地主であった。それが改革によって前者は五・〇反、後者も売却などで三・三反まで減らしていた。家族は九名。ちなみに、前に紹介した通り村内の名望家で、一九三一―三二年と四四年―四六年の二度村長をつとめている。<sup>(5)</sup>申出の内容は、

自分は田は十分、自家は九人の多世帯、なにしろ自分の現在耕作している畑は区内の日陰の様な所ばかりにて作物の生産が上がる。現在まで大きな畑は皆公共用に売却し現耕作地は悪い所ばかりで、依って三名の農地を返地して戴きたいが、貸付けた小作人も多すくきな農家で両者の合意に依って本件は六ヶ年の年季にして戴きたい

というものであった。米沢が土地の取上げを前提にして契約期間の短縮を主張していたかどうかは、これだけでは分からない。しかし、返還を個人的に希望していたことは明確である。米沢が契約期間を六年にすると主張したその根拠は、自己の耕作条件の劣悪さとそれが公共目的のための土地売却によること、さらに相手方が上層農家であることであった。

さて、農地委員会はこれに対し、「特殊事情」と認定して米沢の申出を承認し、契約期間を六年とする裁定をくだ

した。その理由は、小作人の同意があるという点と、「地主側にも意が有する」点の二つであった。「意を有する」との意味が充分明確ではないが、おそらく、小作人に比べての米沢の困難な耕作条件と生活およびその掘ってきたる理由への委員会なりの配慮であったと解釈できる。

〔事例Ⅱ——緑川久雄（千本柳）のケース〕 緑川の家は一九三九年当時自作地三・六反、借入地二・四反を耕作する自小作であった。家族は敗戦直後一〇名。緑川の申出は、要約すると次のようであった。自分が出征中、弟（議事録には「兄」とあるが、久雄は今朝衛の長男であるから明らかにこれは間違い）はまだ学校に行っており、やむなく五年契約で貸付けに出した。復員後小作人に返地を要求したが、農地法だと言い拒否された。その後仕方なく再度二ヶ年の契約を結び、その間に改正農地調整法第9条第3項にもとづく申請を行ない、農地委員会に受理された。だが、部落の土地管理委員会では小作人には傍聴を許しながら、自分には通知もないままであった。その後、農地委員会が審議の結果土地の取上げは否決されてしまった。

緑川の要求は明確な土地取上げであった。基幹労働力の応召による一時的な農地の貸付けである上に、二度まで契約満期となっているのであるから、緑川の言い分も一定程度筋が通っている。それに対し多分、小作人は契約期間十年という五加村における決りを盾に、抵抗していたのであろう。とすると、農地委員会が五加村の契約期間を十年としたことは、ここでは小作人の抵抗拠点になっていたといえる。

さて、これに対する農地委員会の対応は、「小作等は十ヶ年を要求して居るものであるし、両者納得なものであれば難はないが、取上げを前提とするものであるから今日此所で決定する事は不可能だ。両者に於て話を進めた上で納得の行くまで話合うべきだ」と結論を先送りしている。これは客観的にみて、小作人を利するものであったと解釈できる。

以上の二つの事例から指摘できることは、まず小作人が同意し、また地主の言い分に事例Ⅰで見たようなよほど説得力のある理由がない限り、契約期間十年という原則は揺るがず、農地委員会もそれを貫徹させるべく強力な指導を行っていたことである。紹介は省略するが、契約期間をめぐる地主・小作の対立が最後まで折合いつかない場合、農地委員会は最終的には一方的に十年で決着をつけることもあった。

小作契約期間の問題は、土地取上げの問題に直接は関連しない。しかし、農地委員会はこの問題を「前例にもなることであるから慎重な審議を行うべきだ」と重視していた。その基本的な態度は、第一に、「期間を中心に取上げを前提にしないもの」で、かつ「両者合意の物だけ」を「特殊事情」があるものとして地主の言い分を聞き入れること、しかし第二に、それ以外は五加村の基準により一律に処理する、というものであった。

以上のような農地委員会の統制と裁定の結果、一九五一年四月末現在の残存小作地四五・〇町の契約期間による内訳は、一〇年が四三・八町とほとんどで、その他一〜四年が六・一反、五年が四反となった。<sup>(註)</sup>

### 3 小作地の買収

前述した農地売渡の方針を十全に実現するには、一方で、徹底した小作地の買収が必要である。本村における耕地買収の特徴をみると、まず、総買収面積六八町八反三畝の買収時期別内訳は、第一回（四七年三月）一町五反七畝、第二回（同七月）一五町六反四畝、第三回（同一〇月）三一町九反四畝、第四回（同一二月）一三町九畝で、四七年度中に六二町二反四畝、全体の九〇・四％の買収が完了していた。以降、第五回（四八年二月）に一町五反五畝、第七回（同七月）に二町二反九畝が買収され、これであらかた小作地の買収は終了した。買収が極めて速やかかつ一挙的に遂行されたことが分かる。

買収面積のうち三七町一反二畝五三・九％が在村地主からのもの、その他不在地主からの買収が二五町五反七畝三

七・一〇、法人の社寺教会関係が六町一反五畝八・九畝である。それぞれの人数は在村地主九八名、不在地主一二八名、法人が在村八、不在二であった。これを一人当りの被買収面積の内訳で見ると、合計二三六名のうち、二〇三名が五反以下で、五反一町一六名、一町三町一六名、三町五町が一名である。そしてそれらのうち在村地主は各々七五、一〇、一二、一名であった。地主の零細性を反映して、小規模、多人数からの買収が行なわれたのである。

これらの特徴は、本村では地主が零細で、また同時に有力な農業経営者であったなどの理由で客観的に買収が困難な条件を持ちながら、現実には極めてスムーズに買収事業が行われたことを物語っている。その一端は、不十分なものが表16に示した、改革に対する地主の異議申立と訴願の件数、および農地委員会での裁定結果に見ることができ、「農地等開放実績調査」の報告にも、地主は「農民の圧力におされて半ばあきらめて、組織的な抵抗をなし得ず農地改革に『協力』せざるをえない」状況にあった、と記述されている。<sup>(8)</sup>そして、そうした地主層の沈黙の背景には、「積極的意見を持った人々は反農地改革的な地主の沈黙を凶る事に大きな役割を果たした」と指摘される状況さえあった。<sup>(9)</sup>

これらの証言は、地主層が、改革に積極的な部分も内部にかかえて分裂を余儀なくされていたことを推測させるものである。実態はどうだったのであろうか。この点を以下、二、三の事例から検討する。

第一の事例は、賃貸人中村佳雄と借地人中村亀作の間にもち上った土地取上げ問題である。<sup>(10)</sup>この争いでまず留意しておくべきは、双方とも五加村農民組合の組合員であったことである(両人とも内川部落)。しかも佳雄は、前述のように中村巧人とともに組合設立の提唱者とされており、また組合設立後は会計をつとめる幹部であった。農地改革直前の四五年十一月時点では亀作は耕作面積五・四反(自作地八畝、小作地四・六反)、また佳雄は四・八反(自作地二・六反、小作地は村外分一・二畝を含め二・二反)である。家族は、佳雄が作成した「土地返還要求理由書」に

よれば、亀作五人、佳雄一四人となっている。

問題のいきさつは、佳雄自身の証言によるとあらまし次のようであった。係争地の畑七畝歩は、一九四三年一二月三一日より中村佳雄家から亀作が借り受け耕作を始めた。四六年三月以降には返地するという約束の上で、である。

ところが、その直前に農民組合ができたので、亀作は「組合ノ批判ヲ待ツタ後正否ニヨリ返地ス」という理由から内川支部長瀬在清雄を介し組合に提訴する。そこで、内川支部では七月に臨時総会を開き、「双方トモ組合員ナルガ故ニ言ヒ悪キ事モ多ク」投票によってこの問題に決着をつけた。結果は、出席者三六名中「返地を是」とする者が三四名、否とする者が二名であった。

九月末日に瀬在支部長宅で支部役員列席のもと当事者に調停案が示され、双方とも承諾した。また翌日、念を押すため瀬在支部長と中村儀左衛門（内川支部会計）が当事者宅をそれぞれ訪ね、双方から調停案の承諾を改めてとりつけている。調停案の内容は、作離料二百円の支払い、四六年度小作料の全免、亀作は一〇月三〇日を限りとして土地の明渡をすること等であった。これにより、問題がいったんは解決し佳雄も麦の蒔付けを終えるが、翌年二月末になり突然、亀作の方から瀬在支部長に土地返還の拒否を伝えてきた。これをうけ佳雄が農地委員会に土地の返還を提訴するのである（改正農地調整法第九条にもとづく申請）。

細かな点については佳雄と亀作の言い分に多少の食い違いがあるが、事の発

表16 異議申立・訴願申請件数と結果

理 由	異 議 の 申 立		訴 願	
	件 数	棄 却	件 数	棄 却
自作を希望するもの	1	1		
貸付地でなく自作地と主張するもの	1	1	1	1
遡及したが不明というもの	3	3	2	2
計	5	5	3	3

出典) 農林省農地部『農地改革執務参考』第44号、29頁。

注) 正確な期間は不詳であるが、改革のほぼ全過程を通しての数字と判断される。

端と経過は以上の通りである。さて、問題は、この争いが農地委員会でいかなる議論をよび、どのように決着したかである。

この件は早速四七年三月の農地委員会で取り上げられている。農地委員会の前に開かれた土地管理委員会では、佳雄の土地取上げを認める結論がすでに出されていた。従って農地委員会もスンナリと「容認」の結論を出そうとしたところ、傍聴していた亀作が発言を求めめる事態となり、次のようなやりとりが交わされたことが重要である。

議長野上儀一（自作委員）は傍聴者の発言は許されないとして一応規制するが、しかし本件は重大問題という判断のもとに、五分間の休憩がとられその間に亀作から委員会として事情を聴くことになった。その後委員会を再開し、議長が各委員の意見を求めたのに対し、次のような意見が出された。

まず小作委員の青木昌甫が「本案は承認することを至当なりとす」と述べている。ところが、地主委員の南沢介雄は「本案は一時保留したら如何」と発言しているのである。自作委員の竹内救時もこれに同調し、「本案は重大問題であるから一旦保留すべきこと」を主張していた。

結局は、採択によって「全員異議なく挙手。全員『承認』により本案は議決」されるが、その際、「種々の意見」を一致させる決定的な発言となったのは、地主委員の斉間武雄の、「既に申請者及本人の申告並に農民組合の意見書、尚本人の言い分も休憩時間に聞いてあるから最早其の資料に基いて農地委員会としては態度を決定する以外に道なし……。本案は承認することを至当なり」という発言であった。

以上の事例で重要だと思ふのは、第一に、当該問題に対する五加村農民組合の決定力の大きさである。関係部落の組合支部総会での投票によって、この問題は実質的に決着がついていた。亀作がその組合の判断に最終的に逆らったわけであるが、土地管理委員会、農地委員会も組合がすでに結論を出していた以上、その線で問題の解決を図るしか

なかった。小作委員の青木や、齊間の意見はこのような脈絡で理解される。なお、内川支部が佳雄の土地取上げを認める判定を圧倒的多数で出した一つの理由に、佳雄が大家族で食糧事情が急迫していたことへの一定の配慮もあったであろうことを付言しておく。

第二は、地主委員の南沢や自作委員の竹内らの意見に現われていたことであるが、むしろ地主委員や自作委員がこの場合は、極めて慎重な態度をとっていた点である。前述のように両名は建設連盟のメンバーであった。この件はすでに農民組合の判断によって土地取上げで決していたのである。それにもかかわらず、両名が上述のような意見を述べている。この状況は、翻って言えば、農地委員会はこの種の問題に関しては通常、地主の申出に厳しい姿勢で対応していたこと、またひいては五加村では地主の土地取上げがほとんどタブー視されていたことを推測させるものであろう。

これまでの検討から、買収計画に対する地主の異議申立てを農地委員会がすべて「棄却」していたという状況（表16）の意味内容も明確に理解されるであろう。『農地改革執務参考』（第四四号）掲載の調査報告によれば、地主と農地委員会の間で争われた農地の買収をめぐる問題も僅か二件、面積にして計二反六畝でしかなかった。しかもこの二件はいずれも村外地主であった。

そのうちの一件だけを簡単に紹介すれば、それは、戸倉町の塚田利家（町内の所有面積八・八反、耕作面積七、八反、家族一二名）が、上徳間部落内の所有地田一反四畝について（小作人は農地委員である青木昌甫）、買収計画からの除外を求めたのに対し、五加村農地委員会がこれを却下した（四七年八月）ことに端を発した争いである。塚田は、それを不服として県農地委員会に訴願し、そこでも一度は却下されるが、執拗に食いさがっていったん取上げを承認させる（いわゆる「県農地委員会の二重裁定問題」として当時話題になった事件）。しかし、その後曲折を経て、



最終的には、県農地委員会の裁定は取消し、塚田の土地取上げは挫折させられている(四九年三月)。

この過程で注目されるのは、四八年一〇月に塚田の言い分を認める県農地委員会の裁定が出るに及んで、五加村農民組合(代表者緑川応之助)や共産党五加細胞(代表者齊間新三)から抗議書が出される一方、五加村農地委員会が総辞職を決定し、中村浩村長に辞任願いを出すという事態となったことである。また、それを受け、村会も県総務部長に県農地委員会の決定の取消を求め陳情書を出す動きに発展した。

地主委員・自作委員を含めて五加村の農地委員会が地主の買収逃れ、土地取上げに厳しい姿勢で一貫していたことが分かる。それだけでなく、さらに言えば、県への反発が村会を巻き込んだ運動になったことから窺えるように、それが当時村全体の共通の「意識」、テーゼというものにもなっていた、ときえ考えられることが極めて重要である。

五加村の農地改革時における地主・小作の階級対立・矛盾に関連して、次のような証言がある。

①実力を以て農組に対抗しようとした地主は村内には一戸もないことは特徴的である。<sup>(88)</sup>

②我が五加村に置きましても村民としては買収売渡に対して殆んど異議申立等なかったことも如何に全村民が農地改革の意義を理解し協力したかを物語る具体的事実である。<sup>(89)</sup>

これらには多少の誇張があるとしても、本村の農地改革の一端はそれなりに正確に捉えられていたのである。<sup>(88)</sup>

#### IV 農地改革をめぐる諸勢力の階層構造

この章では、これまで検討してきた農地改革の社会的・政治的・経済的過程を総括するため、「政治」や「運動」の担い手の階層的基盤を明らかにする。

##### 1 経営諸階層の階層的内容

担い手の階層区分をする前に、耕作規模による各層の階層的内容の差異を説明する必要がある。それを以下、農家労働力の存在形態、生産手段の保有状況、農業生産の構造、の三点から検討する。

〈農家労働力の存在形態〉表17に、経営規模別の専業別構成を示した。一九五〇年二月時点の状態を示す「世界農業センサス」の数字であるが、少し注釈を加える。

周知の通り、同センサスは専業・兼業の区分をそれまでの統計と同様世帯単位で行なっている。その結果、兼業の領域は、世帯主単位の兼業よりも「遥かに拡大されたものになる」点に注意する必要がある。だがその一方、同センサスの場合、すぐ後で検討する「農家人口調査」と異なり、原則として、世帯員を「ふだんいる世帯員(常雇を含む)」に限定し、他出している女工・職工・入夫・徒弟見習等を除外していること、また、専業の区分を「注ぎ込む労働量」つまり時間主義によることをより明確にし、それ以前の、すなわち臨時農業センサスまでの収入主義と時間主義を併用してきた統計、あるいは時間主義を基準にしつつも財産収入を含めて兼業の規定を行なってきた統計等に比べると、兼業化の深度と実相をその正しい姿で捉える上で優れている。

さて、全体の専業農家比率は、五九・四%である。そして農業従の兼業農家はまだ一二・九%という低い割合であった。これを階層別に見ると(以下で検討する世界農業センサスの階層区分は耕作規模別構成ではなく、経営規模別構成がとられている。もとより両者は同じものではないが、ここではこの点にとくにこだわらずに検討する)、経営規模三反未満層とそれ以上の層では画然とした差異があった。すなわち、三反未満層では専業農家割合は三八%で、しかも兼業農家のうち六二%が第二種兼業で

表17 経営規模別の専業別構成 (単位：戸、%)

	農家戸数	専業	「農業主」兼業	「農業従」兼業
～3	158(100.0)	60(38.0)	37(23.4)	61(38.6)
3～5	204(100.0)	123(60.3)	63(30.9)	18(8.8)
5～10	269(100.0)	190(70.6)	73(27.1)	6(2.2)
10～15	25(100.0)	17(68.0)	8(32.0)	—
15～20	2(100.0)	1	1	—
計	658(100.0)	391(59.4)	182(27.7)	85(12.9)

出典)「世界農業センサス基本調査結果表」より作成。

注) ( ) 内は比率。

農地改革と農村社会構造の変化(上)

あった。この結果、後者が三九%と、三つの階層のなかで最も高い割合になっていた。

これに対し、三〜五反層（以下C層とし、三反未満層をD層とする）は、かなり様相が異なる。

専業比率は六〇%を超え、他方兼業農家でも八割弱は農業が主であった。その結果、第二種兼業は全体のわずか九%である。

五反〜一町層（B層）あるいは一町以上層（A層）は、専業比率が七〇%前後で、第二種兼業はほとんどネグリジブルか、皆無であった。

このように、単純に専業別構成で見た場合、A B両層とC層の差は単なる程度の差であり、それにひきかえ、これら三層とD層の間には質的な差異があったのである。

以上の点をより具体的に把握するために作成したのが、表18である。これは一九四六年四月に実施された「農家人口調査」の数字で、先のセンサスの数字と若干の齟齬があるが、個々の農家労働

表18 耕作規模別にみた農家労働力の就業状態（単位：戸、名、%）

		～3	3～5	5～10	10～15	計	
農家構成	農家戸数	170(100.0)	192(100.0)	239(100.0)	21(100.0)	622(100.0)	
	専業	69(25.3)	102(53.1)	166(69.5)	18(85.7)	355(57.1)	
	兼業						
	第一種	43(34.1)	69(35.9)	72(30.1)	3(14.3)	187(30.1)	
	第二種	58(41.2)	21(10.9)	1	—	80(12.9)	
農家労働力の就業形態	農業従事者						
		男	186<1.09>	287<1.50>	437<1.83>	48<2.29>	958<1.54>
		女	210<1.24>	325<1.69>	446<1.87>	42<2.00>	1,023<1.65>
	自家農業のみ	「経営の主労働力供給者」					
			男	70<0.41>	156<0.81>	257<1.08>	29<1.38>
		女	66<0.39>	72<0.38>	87<0.36>	11<0.52>	236<0.38>
		「経営的労働力供給者」					
		男	27<0.16>	64<0.33>	144<0.60>	17<0.81>	252<0.41>
		女	109<0.64>	210<1.09>	331<1.39>	31<1.48>	681<1.10>
	農業と他の職業	「農業主」					
		男	19	15	15	—	49
	女	5	13	4	—	22	
	「農業従」						
	男	70	52	21	2	145	
	女	30	30	24	—	84	

出典)「農家人口調査結果表」より作成。

注) ( ) 内は構成比、< > 内は農家戸数に対する比率。

力のレベルから兼業化の深度を捉えることができる。

(一) まずD層。この層は、戸数一七〇戸に対し農業従事者は男子一八六名、女子二一〇名であった。一応、男女それぞれ一名ずつの農業従事者を確保していた。しかし、その内容は、男子労働力の兼業傾斜と農業労働の女子化が進んでいた。即ち、男子の農業従事者のうち、「自家農業のみ」は九七名で、対農家戸数比が五七・一%である。さらにその中で「経営の主労働力供給者」の比率を見ると、七〇名四一・二%で、六割近い農家は農業専業の男子基幹労働力を持たなかったことになる。他方、他の職業との兼業は八九名五二・四%で、うち農業従の兼業従事者は「経営の主労働力供給者」とちょうど同じ七〇名にのぼる。兼業の内容は、第一種と第二種合わせて全体八九名のうち、賃労働が六六名七四・二%を占める。

女子は、農業専業が一七五名で、農家戸数に見合っている。「主労働力供給者」が六六名であるが、男子労働力の兼業化の穴を埋めて自家農業の担い手になっていたことを窺わせる。他方、他の職業との兼業も三五名をかぞえ、無視できない比重であった。

(二) C層は、戸数一九二戸に対し男子の農業専従者が二二〇名であり、「主労働力供給者」も一五六名に及ぶ。つまり、どの農家も男子の農業専従者を一名は確保し、そのうち男子の基幹労働力が存在する農家も八一・三%に達する。このように男子労働力の兼業化には、一定度、歯止めがかかっていたのである。この点がD層との際立った相違点である。女子の農業専従者も二八二名、一戸に約一・五名の割でいた計算になる。

(三) B層とA層は、一経営内に農業従事者を男女それぞれほぼ二名を確保していた点に特徴がある。B層の場合、農業専従者では男女ともそれぞれ一・七名前後であったが、兼業者を加えると一・八名を超えている。また、A層の場合、農業専従者のみで男女とも各々二名の労働力を確保していたのである。

〈生産手段の保有状況〉 第二の指標は、経営の技術水準である。生産手段の保有状況を示した表19から以下の点が指摘できる。

まずD層は、四一%が「機械力も畜力も使用しない者」であった。これに対しC層は、そのような農家は一九%とかなり少ない。そればかりか、「機械力を利用した者」が二八%存在するとともに、「畜力のみを利用した者」も五三%と半数を超える。またB層とA層は、「機械力も畜力も使用しない者」がともに一割をこす。差はない。「畜力のみ利用した者」が前者四四%に対し後者は二六%と一定度格差があるが、「機械力を使用した者」は前者も四六%を占める。後者は五六%であるから、この点でも両者の差は大きいものとはいえない。

四つの層の技術格差をトータルに捉えると、D層とC層との間は「裸の労働力段階」にある者が四割強と二割弱という点で決定的な差があった。これに比べると、C層とB層の差は小さく、そしてB層とA層の差は最も小さかった。

〈農業生産の構造〉 この一指標として、養蚕経営の階層的差異を検討する(表20)。養蚕経営もこの時点では収益性は著しく減じていたが、商品生産の展開度を示す一応の目安にはなるだろう。

まず、各階層の養蚕農家割合はD層八・九%、C層五三・四%であり、ほ

表19 経営規模別にみた生産手段の保有状況 (単位：戸、%)

	農家戸数	畜力も機械力も使用しない農家戸数	畜力のみ使用する農家戸数	機械力を使用する農家戸数		
				畜力も	機械力のみ	計
～3	158 (100.0)	64 (40.5)	66 (41.8)	7 (4.4)	21 (13.3)	28 (17.7)
3～5	204 (100.0)	38 (18.6)	108 (52.9)	6 (2.9)	52 (25.5)	58 (28.4)
5～10	269 (100.0)	29 (10.8)	117 (43.5)	12 (4.5)	111 (41.3)	123 (45.7)
10～15	25 (100.0)	3 (11.1)	7 (25.9)	—	15 (55.6)	15 (55.6)
15～20	2	—	1	—	1	1
計	658 (100.0)	134 (20.4)	299 (45.4)	25 (3.8)	200 (30.4)	225 (34.2)

出典) 表17に同じ。

注) ( ) 内は構成比。

表20 経営規模別にみた養蚕経営の状況（単位：戸、貫、％、町）

	農家戸数	養蚕農家数	春 蚕		秋 蚕		桑 園	
			飼育農家戸数	収 繭 高	飼育農家戸数	収 繭 高	桑園保有農家戸数	面 積
～ 3	158	14 ( 8.9)	11	58 < 5.3>	12	37 < 3.1>	81	1.0
3～ 5	204	109 ( 53.4)	87	589 < 6.8>	99	390 < 3.9>	143	8.8
5～10	269	247 ( 91.8)	223	2,815 <12.6>	233	1,547 < 6.6>	254	41.9
10～15	25	22 ( 88.0)	20	375 <18.8>	22	231 <10.5>	24	6.7
15～20	2	2 (100.0)	2	75 <37.5>	2	60 <30.0>	2	1.1
計	658	394 ( 59.9)	343	3,912 <11.4>	368	2,265 < 6.2>	454	59.7

出典) 表17に同じ。

注) ( ) 内は比率、< > 内は一戸当り収繭高。

とんどが養蚕経営を行っていたB層、A層とは際立った相違がある。そして規模も前二者と後二者の間には明確な差があった。つまり、一戸当り収繭高は、春蚕・秋蚕合わせて、C層は一〇貫余りである。これはD層の農家（八・四貫）とほとんど差がなく、またB層（一九・二貫）のほぼ半分の規模であった。さらに、A・B層の場合桑園保有農家はほとんど養蚕経営に従事していたのに対し、D層では同農家三二戸のうち一七戸が、またC層は一四三戸のうち三四戸が桑園を持ちながら養蚕経営を行っていない。このように養蚕商品生産への志向の程度でも、C層とD層の間の差、ならびにC層とA・B両層との階層差が確認できる。

もう一つの指標をあげる。五加村では戦後乳牛の飼育が盛んになるが（後述）、一九五〇年時点の階層別の飼養状況は、表21の通りであった。まだ戸数は二四戸と少ないが、そのうちの二〇戸はA・Bの二層が占めた。しかもB層の飼育農家の中には複数頭数を飼育している者も一定数存在したことに注意する必要がある。こうした差異が

表21 乳牛の飼育状況（単位：戸、頭）

	農家戸数	飼育農家	飼育頭数
～ 3	158	1	2
3～ 5	204	3	4
5～10	269	17	24
10～15	25	3	3
15～20	2	—	—
計	658	24	33

出典) 表17に同じ。

生じたのは、ひとえに耕地面積の差による。当時、本村では「乳牛飼育は耕作面積四反五畝程度では非常な困難がある」といわれた。購入飼料での飼育は採算上不利であり、かといって水稻栽培を犠牲に飼料作物を作るとは、とくに昭和二十年代後半のような相対的高米価期にあつては限界があつたからである。

右の二つの指標では、A・B両層に比べC層の劣弱な農業生産の側面を示した。しかし他方、生産面でも、農家労働力の存在形態や生産手段の保有状況に対応するところの、D層と区別されるべきC層の特徴があつた。それを示したのが表22である。ここには、内川部落について農産物販売高五万円以上の農家の割合を表出している。調査時期が一九五四年と下がるが、階層間の特徴は一応つかめる。

これをみると、A・B両層は全部販売高五万円以上であるが、C層でもそれは三六戸七三・五畝を占めた。これに対しD層では皆無である。上述のように養蚕経営の規模はC層とD層の間で大きな差がなかった。表22にも見る通りC層で養蚕収入のみで五万円以上販売するのは六戸に過ぎないのである。それにもかかわらず、C層とD層の間でかかる差異が生じたのであつた。

以上の検討から、耕作規模によって区別した各層の階層規定は、以下のようになる。

耕作規模三反未満	貧農・半プロ層
同三〜五反層	中農下層
同五〜八反層	中農中層
同八反以上層	中農上層

表22 販売収入5万円以上農家の構成比  
(内川、1954年調査) (単位：戸)

耕作反別	農家戸数	農産物販売高5万円以上農家	養蚕収入5万円以上農家
～3	40	—	—
3～5	49	36	6
5～8	56	56	51
8～10	6	6	6
10～15	2	2	2
計	153	100	65

出典) 前出『諸組織形態』106頁。

耕作規模三反を中農層の下限としたこと、中農層をさらに三つの層に細分したこと、階層的内容に関する具体的な分析では区分できなかったが、中農層の上層と中層の区分を耕作規模八反の線で引いたことが、この階層規定の要点である。中農下限の低さは五加村の高生産力と高集約農業の反映であった。

## 2 改革推進層の階層的基盤と系譜

そこで、改革推進層の階層性を考察する。

〈五加村農民組合〉 表23は、上徳間部落を例にとって、五加村農民組合への結集状況を階層別に見たものである。耕作面積等は農地改革直前の一九四五年一月三〇日時点の数字である。どの時点での階層区分が最も適切かは方法的に問題だが、改革期あるいはその後の諸階層の動向を説明する上で当該時点をベースにすることについては、異論はないであろう。以下、さまざまな主体の階層性を把握する際も、この時点の基本にしつつ、問題に応じその都度他の指標を加えて考察することにする。また、こ

表23 上徳間部落における五加村農民組合員の階層分布

耕作反別	小作	小自作	自小作	自作	貸付地5畝以上6反未満の地主	同左のうち借入地が耕作地の1割以上	貸付地6反以上の地主
1～3	12 (8)	2	4 (4)	1 (1)	3	1 (1)	1
3～4	4 (4)	7 (4)	3 (1)	2	2		2
4～5	5 (2)	7 (6)	3 (1)		3 (1)	2 (1*)	1
5～6	3 (3)	5 (5)	8 (6)	2 (1)		2	
6～7		1 (1)	3 (2)	4 (2)	3 (1*)	1 (1)	1
7～8		1 (1)	4 (4)	1 (1)	3 (*)		
8～10			1 (1)	1	4		
10～				2	2 (1*)	2	1 (*)
計	24 (17)	23 (17)	26 (23)	13 (5)	20 (3*)	8 (3*)	6 (*)

- 注) 1. 階層区分は前出「世帯表」による。  
 2. 自・小作別の区分は次の基準による。なお、これは以下の各表における区分でも同じ。  
 自作=自作地が耕作地の90%以上および貸付地5畝未満  
 自小作=自作地>小作地  
 小自作=自作地<小作地  
 小作=小作地が耕作地の90%以上  
 3. ×印は建設連盟のメンバー(同メンバーで、かつ五加村農民組合員というのは本部落では3名をかぞえた)。



で上徳間だけを取り上げることに關しては、中部落を除く四部落は、戦前と同様内川が幹部の比重等で組織の中心であったものの、同組合への結集の仕方においては根本的な差異はなかった。従って、同組合の全体的な階層的基盤を上徳間で代表させてもとくに支障はないと考えるからである。

(一) 階層が判明する六八名の所有階層別訳は、五七名が自小作以下の小作層であった。自作層一三名のうち組合員は五名。また、多少とも貸付地を保有する地主層では、貸付地六反未満層は二八名中六名であり、六反以上層は全部で六名いたが組合員は当然のように皆無であった。このように、自作層の一部、あるいは改革によっても規模的に貸付地を買収されない零細地主層の一部を取り込んでいたが、同組合は前述した通りの「小作組合」的な性格が極めて濃厚であった。

(二) 自小作以下の小作層について、自小作・小自作・小作の三層に分けてそれぞれの組合への結集状況を見ると、自小作二六名中二三名、小自作二三名中一七名、小作二四名中一七名と、自小作↓小自作↓小作の順に結集が鈍っていた。

(三) (一)と関連して、自小作以下の小作層について組合員の耕作規模別構成を検討する。まず明確に指摘できることは、耕作規模三反未満の貧農・半プロ層の場合、自小作は四名全員が組合に加入しているものの、小自作・小作では組合員が一四名中八名にとどまっていた点である。これは、貧農・半プロ層が組合に対して、相対的に消極的であったことを窺わせるものである。一方、さらに細かい観察になるが、耕作規模三反以上の小作各層の組合員比重を比較すると、三〇五反二九名中一八名、五〇七反二〇名中一七名、七反以上六名全員、となっており、耕作規模が拡大するほど組合に結集する度合は高いことが分かる。

(四) 自作層と、貸付地五畝以上六反未満所有者で組合に加入している者は、耕作規模七反未満の層にはぼ限られる。

つまり、同階層が前者で五名中四名、後者で六名中五名とほとんどを占めているのである。後者の場合はさらに、その五名のうち耕作規模五反未満が三名をかぞえる、即ち、これらの層で組合に加入しているのは概して、耕作規模が同じ階層の中で比較的零細な層に多かったと云うことができる。これが第一の特徴。

(四) 第二に、貸付地所有者で組合員である六名を表24に拾い出したが、斉間新三を除けば(理由は後述)、貸付地の規模は一反未満か一反台、多くて二反五畝であり、貸付地を三反以上所有している者(斉間のほか一一名いた)は基本的に組合には加入しなかったことが指摘できる。また、六名のうち四名は多少とも小作地を借り入れており、地主であると同時に小作でもあるという複雑な階層(しかし本村では決して例外的な階層ではない)であった。とくに、斉間清美の場合、貸付地と小作地が一反前後ではば拮抗しており、むしろ自作に含めるべき者であるし、また宮入久男の場合、貸付地八畝に対し、耕作面積二反三畝、うち小作地が一反二畝という自小作的な性格を有していた。そのほか斉間新三や村上袈裟夫が組合員であったことには別の原因が絡んでいるが、これについては、共産党員の階層性に言及するときに改めて触れる。なお、貸付地所有者の組合員の特徴を考えると建設連盟との関連も重要であるが、この点もあとで述べることにする。

以上、五加村農民組合員の階層的分布に関する検討がやや詳しくなりすぎた嫌いもあるが、要点は次の通りである。第一に、同組合は基本的に自小作以下の小作層が広範に結集した組織であった。小作中農層と小作貧農・半プロ層が、組合への結集の仕方において質的な差異を持っていたとはいえない。しかし第二に、傾向としては、後者の方

表24 五加村農民組合員の貸付地所有者 (単位:反)

	貸付地	自作地	小作地
堀口 莊一郎	2.417	10.006	—
齊間 清美	1.005	5.617	0.922
齊間 新三	5.900	1.910	0.618
山村 袈裟夫	1.312	6.129	0.520
山村 優	0.903	4.202	—
宮入 久雄	0.717	1.028	1.210

出典) 前出「世帯表」による。

が組合に対し相対的に消極的であった点も、見逃せない。そして第三に、同組合は「小作組合」的性格を基本にしつつ、自作層や地主層にも一定程度食い込んでいたが、これらの組合員には一定の階層的な傾向性があった。地主らしい地主（といっても本村では貸付地三反以上という矮小な範囲であったが）は組合には全く加入していない。五加村農民組合が村民委員会を設立し、自作層、さらに地主層の取り込みを図る必然性がここにあった。

〈五加村農民組合の幹部〉 それでは、以上のような階層構成の五加村農民組合において、いかなる階層がリーダーシップをとっていたであろうか。

表25は、同組合の指導者層三四名のうち階層が判明する三一人の構成を示している。ここで指導者層とは、委員長・副委員長・書記長の三役の他、常任委員五名、執行委員と各支部の正副支部長および会計（会計監査）を含めたものである。委員長中村浩の村長就任や書記長中村巧人の農地委員会専任書記就任など組合幹部が広範に村政機構へ進出するようになるため、とくに頂点部は少なからず変動した模様であるが、とりあえず結成時点のものによって検討する。

表25 五加村農民組合幹部の階層性

	1～3	3～5	5～8	8～10	計
自作	2 (○)				2 (○)
自小作	1	3 (○)	7 (×)		11 (○×)
小自作	1	6 (×)	3	2	12 (×)
小作	1	4 (×)	1		6 (×)
計	5 (○)	13 (○×)	11 (×)	2	31

注) 1. ○=委員長(中村浩)、○=副委員長(村山一)、△=書記長(中村巧人)、×=常任委員(中村武也・竹内昇・大儲昇・瀬在清雄・宮入武雄)。なお、副委員長=中村武也と記している資料もあるが、ここでは「勅令第百一号 第五条第二号届書」の記述に従う。

2. 1945年11月30日時点の経営内容が不詳の3名について、1949年6月30日時点の経営内容を示すと、中村政雄(自作地4.1反、小作地1.2反)、宮入茂雄(自作地4.3反、小作地1.6反)、野上千丈(不詳)である。野上は、確証はないが農業所得額等から耕作規模5反を超えることはなかったと思われる。

(一) 所有階層別構成では、自作層が二名いるほかはすべて小作層であった。自作層の二名は副委員長の村上―と書記長の中村巧人であったが、ともに耕作規模は二反未満であり、出稼ぎや、農地委員会書記の賃労働に従事している。紛れもなく階層的には貧農・半プロ層であった。

(二) 自作以下の小作層の指導層二九名の耕作規模別構成は、三〇五反の中農下層が一三名、五〇八反の中農中層が一名で相半ばしている。なお、一九四五時点の経営内容が不明である二名も耕作規模では五〇七反の層に入る(ともに自作層ではなかった)。一方、三反未満はわずか三名、また八反以上層も二名と、非常に少なかった。<sup>(8)</sup>八反以上層が少ないのはそもそもこの階層に属する小作層が量的に多くなかったことの反映である。だが、三反未満層の組合員は上徳間の例でも瞥見したように人数的には他の階層に比べて必ずしも少なくなかったから、指導層についている者がこのように少ないのは、当該階層の性格に規定された何らかの理由、すなわち、貧農・半プロ層が相対的に組合に消極的であったこと、あるいは村内での社会的地位の低さ(「最底辺層」としての)によるものと考えられる。

(三) 指導者層をさらに絞り込んで、三役と常任委員五名の階層性を検討する。上述のように副委員長と書記長は自作零細層であるほか、委員長の中村浩や、また中村浩とともに農民組合の中心人物の一人で、農地改革期において村政の大立者となる中村武也をはじめとして、三〇五反層が四名であり、これに対して五〇八反層が二名という内訳であった。指導者層全体では中農下層と中農中層が半々であるが、さらにその頂点的部分となると、このように中農下層が優勢であったのである。中農下層が指導者層に広範に進出していたこと自体が、本村の特徴であったが、それに加えて、かかる頂点的部分の階層性は五加村農民組合の特異な面として極めて注目し値する。前章で検討した本村の農地改革のあり方を規定する階層的基盤がこれであった。

(四) 指導者層の階層性は単に経済的性格だけでなく、世代的な性格でも見出すことができた。<sup>(9)</sup>これは五加村農民

組合が前述のように一面で戦前の小作組合の復活であったことの反映である。表26に指導者層の生年別の構成を示したが、不詳の二名を除いて全員が明治期に生まれていた。明治三十年代前半までに生まれた者が実に二一名を占め、そのうち一三名が明治十・二十年代の生まれであった。中村浩や中村武也はこの「二十年代世代」に属する。なお、後述のように、世代論は五加村における戦後の社会政治動向を規定する一つの重要な要因として無視できない。表26には建設連盟のメンバーの生年別構成も同時に表示しておいた。五加村農民組合とはかなり異なる世代構成であったが、詳しくは後で建設連盟の階層性に言及する中で触れる。

〈農地委員・土地管理委員・部落補助員の階層性〉この三つは、農地委員と部落補助員がいわば制度化された公的な機関であったのに対し、土地管理委員は農民組合の一専門部であるなど、位置と役割両面で相違点がある。また前述のように、いずれも農民組合が著しく進出し、ほぼ自己の影響下においていたが、しかし、その位置と役割に応じてそれぞれ階層性は異なっただけである。三つの機関は改革の直接的な実行機関であった。これらの階層性を明らかにすることも通しても、本村の農地改革の階層的基礎の核心に迫ることが可能である。

(一) まず小作側農地委員は(表27)、五名のうち純小作が四名。また耕作規模では三〜五反層が四名であった。つまり、中部落の高津秋生を除けば、全員純小作の中農下層に属していたのである。会長の中村武也は耕作面積三反六畝の純小作であった。

表26 五加村農民組合幹部の年齢構成

生 年	五加村農民組合幹部	建設連盟メンバー
1886年以前	2	—
1887~1891	4 (*)	—
1892~1896	7 (◎)	—
1897~1901	8 (◎)	—
1902~1906	6 (△)	13 (◎)
1907~1911	4 (☆)	11 (◎◎)
1912~	1	7 (◎)
不 明	2	2 (°)
計	34	33

注) 五加村農民組合幹部の諸印は表25に同じ。建設連盟の◎は会長(竹内救時)、○は常任幹事9名。

表27 小作側農地委員の階層性

	所得 (1939年)	1945年11月30日現在			階 層	農業所得 (1952年)
		自作地	小作地	耕作面積		
中 村 武 也	85	—	3.6	3.6	小 作	55.060
青 木 昌 甫	91	—	4.8	4.8	小 作	78.870
竹 内 昇	?	—	3.4	3.4	小 作	70.010
野 上 千加良	199	0.3	4.4	4.7	小 作	87.700
高 津 秋 生	204	2.1	4.4	6.5	小 自作	130.390

注) 野上千加良の1939年度算定所得は農業経営の規模からするとやや高いが、この中には本人の「販売業収入」63円が含まれる。

(一) 土地管理委員も、農地委員と同様中農下層が優勢であった(表28)。つまり、五加村農民組合を選出母体とする、中部落を除く四部落の委員一四名のうち一三名は自小作以下の小作層で、その耕作規模別の内訳は三〇五反の中農下層が七名を占めている。他は三反未満が一名、五反以上が五名で(宮入茂樹を含む)、中農下層が最多であった。また世代構成も、表示は省くが明治二十年代生れが三名、三十年代生れが八名(前半七名、後半一名)であった。前述のように土地管理委員は農民組合の幹部が多く就いていたから、このような階層構成はけだし当然のことであった。

(二) 土地管理委員について同時に注目したい点は、トータルに見て、中部落の三名の委員が他の四部落の委員と階層性を明確に異にしていたことである。つまり、三名とも小作層であったが、いずれも耕作規模が七反を超え、そのうち二名はともに八反四畝の中農上層に入る階層であった。これは、五加村農民組合の影響力が中部落に及ばなかったことから生じている。このような、中部落の委員や

表28 土地管理委員の階層性

	1~3	3~5	5~8	8~10	計
自 作	1				1
自小作			2	(1)	2 (1)
小自作		5	1 (1)	1	7 (1)
小 作	1	2		(1*)	3 (1)
計	2	7	3 (1)	1 (2)	13 (3)

注) ( ) 内は中部落の委員。なお、宮入茂樹は含まれていない。\* は1945年11月30日時点の経営内容は不詳、1949年6月30日時点は自作地6.4反、小作地2.0反。とりあえず小作に入れたが、所有階層別区分は必ずしも明らかでない。

農地改革と農村社会構造の変化(上)

代表が農地改革期において特異な階層性を示すのは、右の小作側農地委員や土地管理委員だけでなく、次にみる部落補助員や、村議等でも全く同様であった。こうした点もいちいち説明しないが、以下でそのつど注意する必要がある。

四 一七名の土地管理委員が全員、一九四七年度ないし四八年度の部落補助員になっていたことはすでに述べた。そして部落補助員は四七年度については各農家組合から選ばれている。ということは、土地管理委員は、五加村農民組合を一応選出母体にしてしたが、半面それぞれの出身農家組合において、農民組合幹部として、あるいは部落補助員として農地改革を末端から支える役回りを果たしたのである。このあり方、つまり五加村農民組合幹部あるいは平組合員で、かつ土地管理委員である者が部落補助員をとめるというのが、部落補助員の一つの姿態であった(Aと略記、以下同断)。

四七年度の部落補助員二四名のうち六名が土地管理委員を兼ねていた(四八年度は一七名の部落補助員のうち土地管理委員を兼ねる者は一名)。そのほか、平組合員として部落補助員をとめる者(B)、あるいは五加村農民組合に関係な

表29 部落補助員の階層性

	1~3	3~5	5~8	8~10	10~	計
地主自作			1(*)			1
自作地主		1		1	1	3
自作地主小作			1			1
自作	1(○)	1				2
自小作		2(△)	3(△×)	1(*)		6
小自作		3(△△)	2(△)	2(△)		6
小作		1(○)				1
計	1	8	7	4	1	21

- 注) 1. ○=五加村農民組合幹部で、かつ土地管理委員、○=五加村農民組合員で土地管理委員、△=五加村農民組合員、×=中部落の部落補助員。  
 2. ○のうち宮入茂樹、×のうち飯島要、その他中村章一の3名が不詳。  
 3. 中村節良(自作地2.9反、小作地5.8反)は、息子敏が五加村農民組合員であるが、非組合員とした。

表30 部落補助員の年令構成

生 年	五加村農民組合 幹部で、かつ土 地管理委員	五加村農民組合 員で、土地管理 委員	五加村農民組合員	そ の 他
1887～ 91				1 (中村 節良)
1892～ 96			1 (幹部)	
1897～1901	1			1
1902～1906			2	2
1907～ 11	2	2	1	3
1912～ 16		1	3	2
1917～ 21				1
1922～ 26				1

く部落補助員をとめる者(C)、の二者があった。部落補助員は、以上の三者の混合である。

そこで、表29にも三者を分けて表出した。ここで指摘しておきたいのは、次の二点である。

(田) 第一に、当期の部落補助員(一名は氏名不詳)で五加村農民組合員は一名で(他に息子が組合員であった者一名がいる)、そのうち先に検討した組合の指導者層は四名である。この四名のうち、三名が土地管理委員を兼ねる、という関係であった。いまこの四名と、Bの年令構成を比較すると(表30)、差は一見して明らかである。組合の指導者層より一回り、二回り年少の一般の組合員が、組合幹部とともに、末端レベルで改革を担っていたのである。

(六) 第二は、Cの階層性である。概して耕作規模は五反以上の有力な層が多く、そして何よりも自作層や、多少とも貸付地を所有する層が中心であった。このことは、五加村の農地改革がこのような層も取り込んで遂行されたという、その階層的な幅の広さ⇨強さの側面とともに、中農下層が全体的にヘゲモニーを握っていたが、末端では部分的にせよそれが徹底せず異質の要素も抱え込まざるをえなかったという弱さ——裏腹であるがこの両面を持つ問題として評価すべきであろう。

〈日本共産党五加細胞〉 五加村の農地改革とその後の社会政治動向を考える



上で見逃せないのは、五加村農民組合と並んで日本共産党五加細胞の存在である。確かな数字は分からないが、五加細胞は最盛時において五〇名前後の勢力を持っていたといわれる。右の両者は、特に年配の戸主層を中心にかなりの部分が重なり合う。しかし、後者には階層的にそれだけに解消できない別の側面があった。また、五加細胞は、農地改革や当時の政治社会問題に対する対応の仕方において一定のイデオロギー的心棒を通した政治的主体として独自に考察されるべき存在であった。それは、大きく分けて以下の二つの階層から構成されていた。

(一) 一つは、五加村農民組合の指導者層の、政治的に急進化した部分である。中村浩・中村武也に代表される、戦前以来の農民運動指導者がここに入る。経済階層的には、五加村農民組合の幹部とほぼ同じである。

(二) いま一つは、戦前の農民運動とは関係なく、十歳代後半から二十歳代前半にかけての最も多感な時期に戦争と敗戦を経験して政治的に急進化した青年層である。青年団運動の元、現役の活動家が多い。表31に五加細胞の村委員会と各班の指導部メンバーを示したが、後者一九名のうち実に一三名が大正末、昭和初期の生れであった。上徳間部落では指導部は全員青年層であった。また五名の村委員会のメンバーの中にも一九二四年生れの村中湊(武也の次男)と一九二五年生れの西沢賢一が加わっていた。村委員長や各班のキャップは、上徳間を除いて五加村農民組合の幹部が占めていた。だが、この人員配置の模様からすると、細胞内の最も活動的な部分はこれら青年層であったと理解できる。実際、農地委員会の書記を供給していたのもこの層であった。入党状況は概して、五加村農民組合の幹部たちが先行し、青年層はそれよりやや遅れる形であったと思われる。青年層の入党が、まず一九四七年四月の村長選前後の時期に相次いだことはすでに述べた。

(三) これら青年層の出身経済階層はどうであらうか。その多くは、五加村農民組合の幹部ないし組合員の父を持つ青年層であった(表31参照)。しかしそれらに混じって、自作層や地主層出身の青年層も存在したことが、ここ

表31 日本共産党五加細胞の指導部

班	氏名	生年	五加村農民組合との関係	班	氏名	生年	五加村農民組合との関係
上徳間	○宮入梅雄	1924	父四五六は非組合員	千本柳	緑川久吉	1910	組合員
〃	宮本徳郎	1926	父修一は非組合員	〃	久保 賢	1906	組合員
〃	瀬在広繁	1926	父末治は非組合員	小村山	○野上千丈	1902	執行委員
〃	宮本 猛	?	父隆之助は非組合員	〃	中島忠明	1926	父里茂は組合員
〃	齊間一男	1924	非組合員	〃	西沢賢一	1925	父新左衛門は組合員
内 川	○瀬在清雄	1897	常任委員兼内川支部長	〃	南沢 清	1924	父知助(次男)は組合員
〃	水野友幸	1932	父亀治郎は組合員	〃	西沢直隆	1938	父清一(四男)は組合員
〃	中村正平	1893	執行委員	村委員会	○中村巧人	1905	書記長
〃	中村隆男	1932	父重利は組合員	〃	竹内 昇	1907	常任委員
〃	近藤清志	1932	父武は組合員	〃	中村 泰	1924	父武也(次男)は常任委員
〃	○宮入茂樹	1908	執行委員	〃	齊間新三	1924	本人組合員、父新太郎は非組合員
千本柳	〃	1908	父幾一(般)(次女)は千本柳支部長	〃	西沢賢一	1913	前 出
〃	宮坂松子	1922	父幾一(般)(次女)は千本柳支部長	〃	〃	前	出

出典) 日本共産党五加細胞機関紙「ゴカ」(No.4, 1950年4月)より作成。

(注) 1. ◎は委員長、○は各班のキャプテン。村委員会は、委員長中村巧人のほか、竹内昇は副委員長、中村泰は事務局長、齊間新三と西沢賢一は地区委員兼委員であった。

2. 宮本猛は、父隆之助が1892年生れであることから、1920年前後の生まれであったと推察できる。

でとくに注目される。上徳間の上組を例にそれを見たのが表32である。この組では八名の共産党員がいたが、うち三名は貸付地を五反以上所有していた層(あるいはそれを出自にする層)であった。あとの二名も、小作地を借り入れているが、同時に多少とも貸付地を所有する層であった。この例はやや五加村でも特異であったかもしれない。だが、共産党員が小作層に限らないこと、あるいは青年層の大きな比重は、あとで検討する中村浩村長リコール運動の中心的な担い手の階層性との対比から、とくに留意しておきたい点である。

### 3 建設連盟と中区農民組合

前述のように、五加村では、改革推進勢力に正面きって対抗する勢力は地主層を含め形成されていない。この点では本村の農地改革は、地主の抵抗を完全に余地なからしめ、五加村農民組合や共産党五加細胞に結集した勢力の一方的なペースで遂行された。

それでは、以上で検討してきた改革推進層の一本で階層関係がまとまっていたかといえば、むしろそうではなかった。第一、五加村農民組合は、全農家のまだ半分程度の勢力を組織したにすぎなかった。対抗行動を正面きってとるまでに至らなくても、独自の組織を結成する層、動きは存在した。

〈建設連盟〉その一つが、建設連盟であった。ただし、この組織は前述の通り五加村農民組合とメンバーがかなり重なっていた。また、組織した後まもなく、村民委員会の設置にともない同組合に吸収され、解散したとされている。しかし、これはあとの時期のことであるが、建設連盟のメンバーの多くは、後述のように改革後において社会的に重要な役割を果すようになる。その意味でもこの組織の改革期における位置づけは大事である。そこで建設連盟を、改革に対する対抗勢力ではなく、改革期とくにその初発の段階において独自の立場をとっていた勢力として位置づけた上で、メンバーの階層性を検討する。

(一) メンバー三二名の階層構成は(表33)、きわだった特徴を示している。第一に、地主自作と自作地主の両層が一六名と半数に達することである。第二に、総じて耕作規模は大きく、五〜八反層二二名、八反以上層が一名に及んでいた。まとめて言えば、メンバーは、本村の上層農家中心の構成をとっており、またそれに対応して自然、地主・自作農的な構成にもなっていた。

(二) 世代構成でも特徴があった(表26)。つまり、不明の二名を除く三一名の生年別内訳は、明治三十年代後半が

表32 上徳間上組の日本共産党員の階層性 (単位：反、円)

	生年	所得 (1939年)	1945年11月30日現在				階 層	農業所得 (1952年)
			貸付地	自作地	小作地	耕作面積		
宮入 文吾	1921	123	—	0.2	6.3	6.5	小 作	80,620
齊間 林蔵	1916	364	—	5.0	0.7	5.7	自小作	94,430
宮本 猛	?	504	9.2	3.3	—	3.3	地主自作	45,000
齊間 新三	1913	720	5.2	1.9	0.7	2.6	地主自作	53,750
村山袈裟夫	1903	476	1.3	6.2	0.6	6.8	自作地主	110,840
宮本 徳郎	1926	1,103	5.2	9.5	1.4	10.9	自作地主	210,770
齊間 一男	1924	289	0.9	3.1	1.3	4.4	自小作	81,760
齊間千代子	1928	一男の妻						

出典) 1939年の所得は「所得調査簿」、1945年の耕作面積ほかは「世帯表」、1952年の農業所得は「農業所得調査簿」による(以下、同種の数字の出典についてはいちいち明記しないが、全てこれらの資料による)。  
氏名については、齊間新三氏よりの聴取による。

表33 建設連盟のメンバーの階層性

	～1	1～3	3～5	5～8	8～10	10～	計
地主自作		1			1	1	3
自作地主			1	6 (°)	3 (°)	3	13 (°°)
自作		1		1 (°)			2 (°)
自小作			1 (°)	3 (°)	1 (°)		5 (°°)
小自作				2 (°)	2		4 (°)
小作			4				4
非農家	1 (°)						1
計	1 (°)	2	6 (°)	12 (°°)	7 (°°)	4	32

注) ◎は会長(竹内救時)、○は常任幹事(田中正男ほか8名)。

表34 上徳間部落の建設連盟メンバー (単位：円、反)

	所得 (1939年)	1945年11月30日現在				階 層	農業所得 (1952年)	五加村農 民組合と の関係
		貸付地	自作地	小作地	耕作面積			
堀口荘一郎	931	2.5	10.0	—	10.0	自作地主	176,290	組合員
齊間 新三	720	5.2	1.9	0.7	2.6	地主自作	53,750	組合員
村山袈裟夫	476	1.3	6.2	0.6	6.8	自作地主	110,840	組合員
宮入 喜和	1,061	4.3	7.6	—	7.6	自作地主	134,860	
宮入 真一	5,100	21.9	10.5	0.9	11.4	地主自作	147,830	

一三名で、その他一八名は明治四十年代以降の生れである。さらに無視できないのは、会長と常任幹事九名の幹部の世代構成である。生年が判明する九名のうち明治四十年代以降が七名にのぼる。とくに明治四十年代生れが五名をかぞえ、同世代への集中がみられる点が注目される。会長の竹内救時は明治四十年生れで、この「四十年代世代」の代表であった。建設連盟あるいは同組織でリーダーシップを握っていた層は、このように、五加村農民組合および後述の中区農民組合の幹部に比べると、およそ一回り前後若い世代から構成されていたのである。

(三) メンバーの社会的性格でも強調しておかねばならない点がある。それは、右のような経済階層的性格を持っていたというものの、建設連盟のメンバーは、地主層の中でもむしろ改革推進勢力に敵対的ではなかった部分が多かったと考えられることである。この点を、上徳間を例に検討すると、この部落には五名のメンバーがいた(表94)。すべて貸付地を多少とも所有していた層であったが、うち三名は五加村農民組合の組合員であり、またそこには共産党員でもある齊間新三・村山袈裟夫が含まれる。逆の見方をすれば、本部落には、貸付地を多少とも所有する層が約三四名(貸付地六反以上は六名)いたが、前述のように五加村農民組合に加入する者は六名、またそのうち三名が建設連盟のメンバーでもある、という関係があった。建設連盟だけに入っていたのは二名である。つまり少なくとも本部落では、建設連盟のメンバーは五加村農民組合に同調的な部分が多く、それ以外は(改革勢力に対する姿勢は詳しくは分らないが)、建設連盟とも関係しなかった、という構造があったのである。

このような性格が建設連盟全体のものかは確言できないが、五加村農民組合とのメンバーのダブり、あるいは地主層の有力メンバーである内川の南沢介雄——元教師であり、戦前の争議で唯一小作側に同情的な態度をとり、また戦後は中村浩村長を支えて収入役を務めたほか農協の組合長にも就任する——の存在等を考え合わせると、ほとんど全体的な性格であったとみなして重大な錯誤はないであろう。

一般に農村建設連盟は反農地改革的な動きをとるのがふつうである。埴科郡や隣の更級郡でも「自作農創設組合」なる組織が建設連盟と結びついて日本農民組合に対抗的な運動を組織した村が多かったといわれる。<sup>69</sup> そうした中で、以上のような本村の建設連盟の動きと性格は極めて特異なものであった。

〈中区農民組合〉 次に、中区農民組合の性格と階層性を検討する。この組織の活動内容等に関しては、既述した点以上のことは分らない。ただ、組織が存在した中部落は、まず五加村農民組合に加わらず、独自の組織を作ったこと、また、中部落選出の小作側農地委員や土地管理委員の階層性も五加村農民組合の勢力を背景に出てきた者に比べて、これまで見てきたようになりにかなり特徴的であったこと、さらに、共産党の組織がなかったことなど、改革過程において一貫して特異な動きを示しており、本村の五つの部落の中でも、内川と並んで、全く対照的な意味で重要な位置を占めていた。

そして何よりも注目すべき点は、改革も終了した五〇年一〇月に突如、中村浩村長に対するリコール運動が起こるが、その震源地、拠点となったのが、この中部落だったことである。改革時には対立関係が表面化しなかったものの、その後の中区農民組合の活動は、五加村農民組合の主導的部分とは明らかに対立する方向をとるのである。その点でも独自の勢力として位置づけおく必要がある。三百名を超える勢力を誇った五加村農民組合に最初から加わらず、あえて対抗的に別組織を結成したこと自体、すでに対立要因の潜在を窺わせるものであった。<sup>70</sup>

同組合は、宮城貞治を会長に、一〇八名の組合員で構成されている。中部落の総戸数は一二二戸であるから、「部落ぐるみ」の組織化であった。五加村農民組合の場合、拠点の内川でも組合員は農家戸数のほぼ六割であったから、この点でまず、中区農民組合の組織のされ方は特徴的である。改革の徹底遂行等の「利害による組織化」の側面が強い五加村農民組合に対し、後者は部落結合により、強く、規定された全階層的な組織化であった。

農地改革と農村社会構造の変化(上)

さて、中区農民組合の階層的性を浮彫りにするため、まず、内川と中の村落構造の相違を検討しよう(表35)。ここではとくに自作以下、小作層の耕作規模に着目したい。両部落の小作層の耕作規模別構成を比較すると、内川では五反未満層と五反以上層はそれぞれ五六戸と二五戸であったのに対し、中は三一戸と二八戸と相半ばした状況であった。つまり、中は内川に比べ、小作層の中農中層および上層が厚く、中農の下層および貧農・半プロ層が薄い村落であった。地主層の構成や自作層の存在では、両者の間に根本的な差異は見い出せない。

両部落の二点目の相違点は、兼

表35 村落構造の比較

(イ) 内川部落

	～1	1～3	3～5	5～7	7～10	10～15	計
地主自作	1	2	3	1			7
自作地主		2	5	3	7	1	18
自作地主小作		1	1	3	1		6
自作	6	7	6	9	1		29
自作		56		25			
自作		7	11	3	4		25
自作		5	10	9	7		31
自作	6	10	7	2			25
計	13	34	43	30	20	1	141

(ロ) 中部落

	～1	1～3	3～5	5～7	7～10	10～15	計
地主自作	2	4	3	1	4	1	15
自作地主		1	3		2	1	7
自作地主小作			2	2	3		7
自作		1	1				2
自作		31		28			
自作		3	3	3	12	1	22
自作		1	8	6	4		19
自作	2	6	8	2			18
計	4	16	28	14	25	3	89

出典) 前出「世帯表」より作成。

注) 中部落は欠落のため20戸ほど表出されていない。

表36 兼業化の比較

(イ) 内川部落 (単位：戸、%)

	農家戸数	専業農家	兼業農家	
			第一種	第二種
～3	41(100.0)	17(41.5)	10(24.4)	14(34.1)
3～5	43(100.0)	25(58.1)	14(32.6)	4(9.3)
5～10	55(100.0)	38(69.1)	16(29.1)	1(1.8)
10～15	3(100.0)	3(100)	—	—
計	142(100.0)	83(58.5)	40(28.2)	19(13.4)

(ロ) 中部落

	農家戸数	専業農家	兼業農家	
			第一種	第二種
～3	25(100.0)	8(32.0)	6(24.0)	11(44.0)
3～5	30(100.0)	9(30.0)	15(50.0)	6(20.0)
5～10	51(100.0)	34(66.7)	17(33.3)	—
10～15	4(100.0)	4(100)	—	—
計	110(100.0)	55(50.0)	38(34.5)	17(15.5)

出典) 前出「農家人口調査結果表」より作成。

注) ( ) 内は比率。

表37 農業所得の比較 (単位：万円、戸、%)

農業所得	内川	中
～5	33 (21.2)	20 (18.0)
5～8	42 (26.9)	25 (22.5)
8～10	27 (17.3)	13 (11.7)
10～13	33 (21.2)	22 (19.8)
13～15	13 (8.3)	14 (12.6)
15～20	7 (4.5)	15 (13.5)
20～	1 (0.6)	2 (1.8)
計	156 (100.0)	111 (100.0)

出典) 前出「農業所得調査表」より作成。

業化の深度であった(表36)。全体の兼業化率は、内川四一・五%に対し、中は五〇%と九ポイント近くも高く、後者において兼業化が相対的に深く進展していたことが指摘できる。その際さらに注目すべきは、この差異は、基本的な耕作規模、五反未満層の動向の違いに規定されていた、という点である。五反以上層に関しては、五反一町層が中三三・三%、内川三〇・九%であり、そう大きな差はなかった。これに比べ、五反未満層の差はかなり大きいのであるが、とくに、三〇五反層の中農下層において、兼業化率は内川が四一・九%にとどまるのに、中の場合、七〇%にも及んでいたことが重要である。これに対応して、第二種兼業農家の比率も三反未満層、三〇五反層の両層とも中がそれぞれ一〇%前後も、高かった。



農地改革と農村社会構造の変化(上)

三点目は、経営上層の存在である。表37に、一九五二年度における中部落と内川部落の農業所得別の構成を対比して示した。全体的な耕作規模の相違を反映して、中が内川よりかなり高い所得構成であったが、とくに注目すべき点は、所得一三万円以上の層が、内川一三・五％に対し、中は二倍強の二七・九％、また一五万円以上で見ると、内川が五・一％に対し、中は一五・三％の高い比率を占めていることである。

以上の三つの相違点のみをもって、中部落と内川部落の行動を全面的に説明することはもとより無理である。だが、あくまで階層的におさえる、という限定をつければ、これらの点は、両部落における農民組織化の有ようの差異をそれなりに説明するものになっていると考える。すなわち、あえて説明を加える、と、内川に比べ中において、中農下層の小作層——五加村農民組合の「中核的幹部」を最も数多く出していた階層——が割合的に少なかったことは、客観的に部落内において同層がヘゲモニーを握ることをいっそう困難にし、また同層が兼業に深く傾斜していたことは、主体的な条件として、農地改革に対して同層を相対的に消極的にし、これら二つの要因が相まって中部落を

表38 中区農民組合幹部の階層性 (単位：円、反)

	生年	所得 (1939年)	1945年11月30日現在				階層	農業所得 (1952年)
			貸付地	自作地	小作地	耕作面積		
◎宮城 貞治	1901	448	—	6.2	2.1	8.3	自作小	178,210
○久保田 好	1902	132	0.7	0.3	2.7	3.0	自作小	62,730
土肥 益男	1895	145	—	1.1	3.7	4.8	自作小	100,180
坂口 貞利	1909	1,572	12.3	6.9	—	6.9	自作地主	129,780
宮城源治郎	1880	?	—	3.5	4.4	7.9	自作小	144,520
宮本 福蔵	1894	416	—	8.7	2.0	10.7	自作小	136,470
高津 貞平	1900	393	—	4.5	3.1	7.6	自作小	183,270
田中 周衛	1900	213	—	2.6	3.8	6.4	自作小	156,020
飯島 喜重	1892	670						111,380
飯島 要	1904	289						152,130

注) 1. 飯島喜重、飯島要の1949年6月30日現在の経営は、前者(貸付地2.1反、自作地5.5反)、後者(自作地5.6反)であった。  
2. ◎は組合長、○は副組合長、他の8名は委員。

して五加村農民組合とは異なる対応をとらしめた、と解釈できると思う。

そこで、中区農民組合の幹部の階層構成を検討する（表38）。

(1) 幹部一〇名のうち多少とも貸付地を持つ者は三名（飯島喜重を含めて一表脚注参照）である。ただし、久保田好は小自作的な性格の方が強い。これを除いても、自小作以下の小作層が六名であり、圧倒的に主力をなしたというべきである。組合長の宮城貞治も耕作規模八反三畝の自小作であった。(2) 耕作規模の構成をみると、五反以上層が八名、そのうち八反以上層の中農上層も二名をかぞえ、総じて上層優位の構成であった。小作層に限っても、久保田を除く六名のうち五名は五反以上層であり、しかも四名は七反以上、という構成である。五加村農民組合の中農下層主導型に対し、中区農民組合は中農中層および上層が主導するタイプであった。

(3) (2)に照応して、総じて農業所得がかなり高い点が特徴である。つまり、一九五二年度の農業所得は、九名が一〇万円以上、そのうち一三万円以上も六名に達した。ちなみに、表出は省いたが、五加村農民組合の幹部の場合は一〇万円以下が一七名（所得が分かる三一名中）、そのうち八反円以下が一一名をかぞえた。両者の農業所得の差は歴然としていたのである。

(4) 世代構成では、九名が明治三十年代以前の生れであり（うち十・二十年代は四名）、この点では五加村農民組合の幹部と極めて似かよっていた（戸主組合）。

五加村農民組合に対する中区農民組合の存在は、決して、改革の推進主体に対する地主層の反発という構図を表わすものではなかった。むしろ、後者は「経営発展の論理」を体現するものであった（組合長の宮城が、一九四六年一月に後述の「精農」に選ばれている点が象徴的である）。敗戦直後の時期においては、農地改革が共通の理念、旗印になっていた関係で、後者も前者と表面的に対立することもなく過ぎた。しかし、改革後になると、この「経営発

展の論理」は当然、顕在化せずにおかないであろう。このような予測を持ちつつ、以下さらに分析を進めよう。

(1) 第一の点については、戦前農村社会の構造変化と農地改革の歴史的な関連を問うことから明らかにする必要があるが、機会を改めて行なうことにしたい。(「追記」本稿執筆後、一九八九年度日本史研究会大会近現代史部会での報告「戦前・戦後の農村社会と農地改革」において、この点について検討を加えた。『日本史研究』(三三一号、一九九〇年三月)掲載予定の同名拙稿を参照されたい。

(2) 渡辺洋三・安孫子麟氏らに代表される見解であるが、これらも含めて研究史の問題点を要領よく整理したものに、野田公夫「最近の農地改革研究とその問題点」(『新しい歴史学のために』一五六号、一九七九年八月)がある。農地改革の実態に関する一九八〇年代の主な成果としては、野田公夫氏の「農地改革」(山田達夫編著『近畿型農業の史的展開』日本経済評論社、一九八八年)に集約される一連の論稿、また福田勇助氏の「農地改革と農地委員会」(筑波大学『農林社会経済研究』第一号、一九八二年三月)を始めとする一連の論稿がある。なお、『農地改革論Ⅰ・Ⅱ』(農山漁村文化協会、一九八五年)は農地改革に関する代表的な論稿を収め、それぞれについての確な解説と問題点の指摘が行なわれている(解題暉峻衆三氏執筆)。

(3) ワリンスキー編『ウォルフ・ラデジンスキー 農業改革—貧困への挑戦』(斎藤仁他監訳)、日本経済評論社、一九八四年、三七八頁。関連して、斎藤仁「農業問題の展開と自治村落」日本経済評論社、一九八九年、第七章「農地改革論の問題点」参照。

(4) 代表的な成果として、暉峻衆三「農地改革の軌跡(一)～(三)」(『農村と都市を結ぶ』一九七三年一〇～十二月、後に『日本農業問題の展開 下』東京大学出版会、一九八四年、所収)、岩本純明『農地改革』アメリカ側からの照射(思想の科学研究会編『共同研究・日本占領軍』上、現代史出版会、一九七八年)、同「占領軍の対日農業政策」(中村隆英編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、一九七九年)、大石嘉一郎「農地改革の歴史的意義」、吉田克己「農地改革法の立法過程」(ともに東京大学社会科学研究所編『戦後改革』6農地改革、東京大学出版会、一九七九年、所収)、大和田啓氣「秘史 日本 本の農地改革」日本経済評論社、一九八一年、等がある。

(5) 農村末端における農地改革の実態を明らかにしたものは、報告書の類を含めると数えきれないくらい存在する。しかし、それらは総じて、単なる土地再分配の過程を明らかにすることに止まる。土地再分配の過程を含めた農地改革期の経済・社

会・政治過程の総体に迫り、そしてその過程が土地再分配のあり方といかなる関連を持っていたかを明らかにしたものは少なく、またさらにそれが農地改革の終了とともにいかなる変化を遂げたか、という点まで及んだ分析は、寡聞の範囲ではほとんどないのではないかと思われる。

(6) 宮崎隆次「日本における『戦後デモクラシー』の固定化」(大童一男他編『戦後デモクラシーの成立』岩波書店、一九八九年)。

(7) 伊藤喜雄『農業の技術と経営』家の光協会、一九七九年、第二章。

(8) 『栗原百寿著作集』IV 現代日本農業論 校倉書房、一九七八年、一〇一〜一〇七頁。なお、同巻所収の「戦後農村の支配構造」も、事例に即して村政過程を分析したものととして重要である。

(9) 以下は、長野県総務部地方課編「長野県市町村合併誌」一九六五年、四一三〜一七頁の記述を整理したものである。

(10) 詳しくは、長野県経済部「長野県の農業」一九五五年、一四〜二四頁参照。

(11) 同右、九九〜一〇〇頁。

(12) 「ファシズム体制下の村政担当層」(大江志乃夫編『日本ファシズムの形成と農村』校倉書房、一九七八年)三四九頁。

(13) 同右、三七七頁。

(14) 詳しくは、林宥一「昭和恐慌下小作争議の歴史的 성격」(『同右書』所収)参照。

(15) 米沢喜代司村長から埴科地方事務所長に提出された一九四六年一〇月一二日付の「農民組合設立報告に関する件」という文書に記載されている(五加村「農村関係書」一九四六〜四九年)。

(16) なお両名は、村長あるいは農地委員長に就任する関係で、「五加村公民館時報」第三号と第四号(一九四八年九・一〇月発行)のMT老生「五加村人物寸評」において第一番目と第三番目に取り上げられ、簡単な人物紹介が行なわれている。それによれば、中村浩は「雄弁と文才にも長じ」、「公私共に有難う〜の連発」する謙虚な人物である反面、村議時代(戦前に二期と敗戦直後にも村議になっている)は「理事者を向に廻し、切捨て御免」の有能さを発揮したこと、また、村長としては「如才なく」、「誰でも人を信じたら夫に委せる委せたならば決して疑うな」ということを信条に村政運営に当たっていたことが紹介されている。次に中村武也については、「その人となり豪宏にして義を尚び弱きを扶け強きを凌ぎ、義により財を疎んずと言ふ一言にしては男の中の男とは君に当る言葉である。常に寡言実行公会の席上に於ても正しき理論を持ち、急所要所を狙って説得に努め決して大向うの喝采を得ようなど軽薄の考えは聊かもなく、会議の着席も立場上余儀な

き場合の外は上席は避け席序は常に控え目であった。之は一寸した事の様ではあるが、一を知って其人の人格の総てを知る事が出来ると思う。又筆者は村人の中から偶々次の様な事を聴いている。それは売名や自己宣伝とは大相違で武也さんには偉いところがある。あの人の言う事には決して偽りが無い屹度それが本物となってくる、と飽迄君の言行を信じておる人々の多いことである」と述べられている。ちなみに、この両名の他に紹介されているのは、米沢嘉久太村会議長と竹内莊三郎農協組合長である。

(17) 齊間新三「明日をよぶ影」非売品、一九八八年、一九五頁。

(18) 農林省農地部「農地改革執務参考」第四四号、二二、三二頁。

(19) 鈴木善作「地方発達史と其の人物」(一九四一年)「埴科郡部」二七頁。

(20) 前掲「明日をよぶ影」一九五頁。なお、前掲「五加村公民館時報」第四号(注16)の中村武也紹介記事には、中村も村民委員会の副委員長を務めたと述べられている。

(21) 同右、一九五頁。

(22) 「五加村農地委員会総選挙状況調査」一九四六年二月二〇日。

(23) 前掲「明日をよぶ影」一九五頁。

(24) 詳しくは、前掲、林論文、二三八頁参照。

(25) 中村巧人は五加村農地委員会の専任書記を務める一方、長野県農地委員会職員労働組合の執行委員長に就任したほか、長野県農地委員会協議会(顧問林虎雄知事)副会長兼全国常任理事にもなるなど、活動は全県・全国的な範囲に及んだ人物であった。

(26) この点は、部落補助員の選任に際して、各農地委員への中村武也会長の指示の形で明確にされている(五加村農地委員会「農地事務村内関係綴」一九四六年一月)。

(27) 中村浩・中村武也らと並んで、村山一(一八九七年生れ)も農地改革期において重要な役割を果たした人物として注目を要する。村山は中村らと同様戦前から農民運動に参画しており(昭和恐慌下の小作争議においていわゆる「赤色消防組」編成「一九三一年一月」のきっかけとなった上徳間全農支部員の復職問題の中心人物が村山であった点については、前掲、林論文、二三七頁参照)、また戦前に一度村議にも就任し(一九三六~四〇年)、戦後に至っては五加村農民組合の副委員長になる。そして有能な日本共産黨員として部落内あるいは村内の中心人物の一人となるが、この点に関しては、前掲、齊間

『明日をよぶ影』に詳しく述べられている。

(28) 前掲『農地改革執務参考』二七頁。

(29) 信濃毎日新聞社文化部編『長野県に於ける農地改革』一九四九年、二七八〜八二頁および、長野県農地改革史編纂委員会『長野県農地改革史 後史』一九六〇年、二〇七〜〇九頁参照。

(30) 前掲『長野県に於ける農地改革』二八二頁。

(31) 一九四七年二月三日農地委員会における発言。

(32) 一九四八年二月二四日農地委員会と土地管理委員会の合同会議における発言。

(33) 前掲『農地等開放実績調査』三三頁。

(34) この点に関連して、山口武秀は「農地委員会による農地改革の実施は、下からの農民自身の手による農地改革の否定であり、そこでは既に日農の大衆的行動をキソとした活動が必要としなくなった事を意味する」と述べている（「部落を基礎とする農民の自衛態勢」『前衛』五五号、一九五一年二月、二六頁）。また、代表的な事例としては、さしあたり長野県鼎村があげられる（古島敏雄他著『農民組合と農地改革』東京大学出版会、一九五六年、参照）。

(35) 同選挙の県内における状況については、『長野県政史』第三卷、一九七三年、七九〜八〇頁参照。それによれば、①全県三七六町村のうち町村長無競争町村が一四一町村三七・五割にのぼったこと、②投票の結果法定投票数に達しないため決選投票を必要とする町村が一五町村をかぞえたにもかかわらず、実際決選投票を行なったのは五町村で、あとは妥協によって当選者を決めたこと、③政党関係では、町村長の多くは無所属か中立に属し、保守系が全体の八〇％程度を占め、社会党一四名、共産党は六名、という内訳であった。なお、共産党村長を誕生させた村は五加村のほか、下伊那郡上郷村、同大鹿村、更級郡村上村、下水内郡柳原村、同外様村である。

(36) 詳しくは、前掲、小峰論文および君島和彦「ファシズム下農村における満州移民」（大江編、前掲書、所収）参照。

(37) 前掲、小峰論文、表8・3参照。

(38) 齊間、前掲書、一八二頁。

(39) 同右。

(40) 同右。

(41) 同右、一八三頁。

- (42) 同右、一八二頁。
- (43) なお、全体的には四〇名の共産党の市町村会議員が生まれている。ちなみに、政党議員の内訳は、社会党二三五、自由党八八、民主党六九、国民協同党五、諸派五であり、あと六五〇〇名が無所属議員であった(前掲『長野県政史』八〇頁)。
- (44) 前掲『農地改革執務参考』一八頁。
- (45) この意味から、一九四九年二月に行なわれた村議の補選が注目される。この補選は、一九四七年四月の村議選直後に辞任あるいは死亡した中村直冬(内川)と緑川一郎(千本柳)の村議二名の補充のためであったが、当選者はいずれも上徳間部落の斉間林蔵と中村一士であった。補選の結果、村議の部落別構成は上徳間三、内川三、千本柳四、小舟山三、中三、とほぼ常態に回復している。
- (46) 五加村農地委員会「第一回五加村農地売渡計画」。
- (47) 前掲『農地等開放実績調査』の数字。以下、全村の改革実態を表わす諸々の数字は、いちいち注記しないが全て同資料による。
- (48) 岩本純明「農地改革」(西田美昭編著『昭和恐慌下の農村社会運動』御茶の水書房、一九七八年)表6―8参照。
- (49) 以下の二つの事例は、五加村農地委員会「議事録綴」(一九四六年二月二十九日～一九五〇年三月三十一日)による。
- (50) 前掲、鈴木「地方発達史と其の人物」(埴科郡之部)二八頁に米沢喜代次の紹介がある。
- (51) 「小作契約文書化実状調査表」(「農地事務諸報告関係綴」一九五一年度)。
- (52) 前掲『農地改革執務参考』二九頁。
- (53) 前掲『農地等開放実績調査』三四頁。
- (54) 以下は、五加村農地委員会「農地事務村内関係綴」(一九四六年一月～)による。
- (55) 以下は、五加村農地委員会「農地庶務関係綴」(一九四六年一月～)による。
- (56) 前掲『農地改革執務参考』二九頁。
- (57) 前掲「農地事務村内関係綴」。
- (58) 本稿では詳しく触れられないけれども、五加村の農地改革の特徴に関連して以下の点を指摘しておきたい。本村の改革の特徴については、もとより五加村農民組合の存在を抜きにしては説明できないが、あえてその経済的条件にまで考えを及ぼすとするれば、高集約・高生産力農業の展開を背景とする零細農耕地帯という地域の条件に規定された側面が大きかったと思

われる。五加村の特徴は独り五加村に特有なものではなく、長野県における埴科郡の位置というのが実は、地主の小作地取上げの割合、地主の小作地返還申請の状況、農地買収の速度、買収に対する地主の異議申立ての状況等いずれの指標をとっても、相対的に五加村の特徴をもつものであった。端的に言えば、全体的に、次章で述べる如く中農下限が低いことに加え、耕作規模が零細であることが、小作農民の土地への執着を普通以上に強め、もって改革に対する地主の抵抗を押え込む方向にはたらいだたのではないかということ。埴科郡と比べ相対的に耕作規模が大きかった小県郡とは、この点で著しい対照をなしていた。五加村の事例は、特定の農業地帯における改革のあり方を典型的に示すものとして把握すべきであると筆者はいまのところ考えるが、そうした全体的な位置づけを含め、一般化のための考察は機会を改めて行なうことにしたい。

(59) 詳細は、加用信文「農業経済の理論的考察」増補版、御茶の水書房、一九六五年、第八章参照。

(60) 周知の通り、「農家人口調査」における農業従事者であるか否か等の判定は、実績主義ではなく属性主義によっている。詳しくは「戦後農林統計史」第三巻、農林統計協会、一九七〇年、四〇〜四九頁、四〇二〜〇六頁等参照。

(61) 農民教育協会「農民の諸組織形態にかんする研究―長野県埴科郡五加村の実態調査―」一九五七年三月、一一五頁。

(62) この点は、当然のように戦前小作争議の指導者層の階層構成とはほぼ一致する（前掲、林論文、表5・13参照）。

(63) この点は、戦前の小作争議においても基本的に同様であった。すなわち、林氏は検討されていないが、戦前の小作組合員の耕作規模別構成を内川部落を例にみると、三反未満層一三戸、三〜五反層三三戸、五〜八反層二六戸、八反〜一町層一戸、となっている（ただし耕作規模は一九五四年九月時点のもの―前掲「農民の諸組織形態にかんする研究」一〇六頁）。後出表35・(イ)とつき合わせると、戦前の小作組合への結集度合も耕作規模三〜五反の中農下層が最も高かったこと、およびそれに対比して、三反未満の貧農・半プロ層の場合かなり結果が弱いことが確認できる。

(64) もとよりの時期においても、と言うことはできないが、世代論あるいは世代交替の問題は、敗戦後のようないわば時代の「切れ目」あるいは転換期の分析においては非常に重要な意味を持っていると考える。以下の階層分析で、社会階層と並んで世代構成の問題にとくに注目するのは、こうした方法的な判断にもとづいている。

(65) 齊間新三は、前掲書一八三頁で、上徳間部落の個々の共産黨員について簡単なコメントを付している。齊間は村山一とともに同部落における日本共産党の中心人物である（両名は「兄弟の契り」を結んでいたという）。コメントによれば、宮本徳郎は「村でも指折りの富農でお坊ちゃん」、宮本猛は宮本徳郎と同じ「宮本一門」で「質屋の屋号で通っていた」こと、齊間林蔵は「傷痍軍人で私とは少年のころからの親しい間柄」の人物、村山袈裟夫は「村山一の徒弟」で、また、上組では



ないが菅入梅雄は「青年会のなかに隠然たる力をもって」、とある。以上が一九四七年四月の村長選前後の入党者であるが、これらの例から、友人あるいは親類関係、とくに青年運動のつながりや経験が日本共産党入党の重要なきっかけになっていたことが確認される。さらに、斉岡新三のオルグ活動は青年会の縁を生かしたものが主であり、「青年会当時の後輩で、めぼしい者には皆んな働きかけた」というような状況であったが、村長選前後の時期に続いて、共産党の「実践活動がさかんになった昭和二十三年六月の党员倍增計画」によってもまた、上徳間では青年会関係者を中心に入党が相次いだと述べられている点が注目される。

(66) 詳しくは、前掲『長野県政史』一二九頁および『長野県農地改革史 後史』二〇四頁参照。

(67) 五加村では一九四八年八月に、農地改革の終了を記念して農地祭の挙行と記念出版事業のために村民から寄付を募っている。その寄付金の部落別金額をみると、上徳間二九〇〇円、内川四六〇〇円（ほかに金額不詳の者が二名おり、実際はこれより若干のプラスαがある）、千本柳二九七〇円、小舟山一九六五円に対し、中部落はわずか一三〇〇円であった（五加村農地委員会「寄付帳 農地解放」より集計）。農家戸数の割合からすると、中の落ち込みが目だつ。この寄付は、地主も含めて一応村民全体が対象であった。中の落ち込みは、内川らに比べ個々の寄付金の額が著しく少なかったことによる。この募金徴収状況にも、中部落と他の四部落とくに内川部落との農地改革に対する姿勢の差異が浮彫りにされている。